風俗文選通釋

一 序目辭

二 辭

へ5
4218
1

風俗文選通釋

序
目
辞

一

宋知制誥沈括著

夢溪筆譚 巻九 人事一

潁昌陽翟縣有一杜生者不知其名邑人但謂之杜五郎所居去縣三十餘里唯有屋兩間其一間自居一間其子居之室之前有空地丈餘即是籬門杜生不出籬門凡三十年矣黎陽尉孫軫曾往訪之見其人頗瀟洒自陳村民無所能何為見訪孫問其不出門之因其人笑曰以告者過也指門外一桑曰十五年前亦曾到此桑下納涼何為不出門也但無用於時無求於人偶自不出耳何足尚哉以下畧之

門 へ 利 5
號 4218
巻 10-1

此風俗文選通釋廿四巻者
余于築地邸去勢中所写
今綴而合爲十冊冒
安政五年午冬 藤白英

本朝文選通釋序

愚先に古今集通釋を作り書し又奥の細道抄をあらはして今茲二三子又
本朝文選の抄を作らん事を欲して[illegible]本朝文選の書をとりや芭蕉翁及ひ
其門弟子の屬ゝ所の文章にして錦心繡口悉く雕琢せる文
連珠合璧なりといへども和漢の古事儒佛の[illegible]を至りて[illegible]經書の
淺近を會得すへきにもあらねは釋義なくしては愚文の其精にはいたら
へからす其粗に益辨をくはへぬと古人其中に盡さし已に其[illegible]
初て通釋をくはへ古人其心を盡さし[illegible]の十に[illegible]釋して又新[illegible]
へからは[illegible]に廣し太古の[illegible]南都鎌倉[illegible]吉野[illegible]その
[illegible]名[illegible]國俗名産の類は[illegible]の人々[illegible]
其[illegible]の如きに至ては[illegible]の時を及ひて[illegible]
[illegible]と二三子[illegible]して止まは唯其[illegible]

其後なる物ハ其まゝに作して有る所ハ改めやまりたる物ハ猶後世に
見るへしと其文並二字の字ハ不足としへかれ我国西洋の人
語を辞するも又人々まし所へし其れハ其論語辞葉て其辞を
其字を及んに其を見此文選の文字悉く精選を以てする
にや其備へ並ても此字を編するへき字にて言ひも称す候ハ言
つは古人の用ひし字の罪は文書する所ハ其字のひとつ也されハ
読篇を出す所の無事辞典するものハ記して候ものハ論し是を
評せんハ程正義の我は稲々のいまだあらもしも例の私らしく
面白く挟へる挟にもきこゆもと二字打出して如せんは我しるも
そしらるゝも自賛せるも道の為なるハ辞すへからず道ハ倭備の
まねひ候なるをきや唯吾備の為に余し並へて我の如くすると
称するものは却て極しく是を余他せんとするに和漢の正史伝紀

軍書物語小説詩集歌集の類書ハ其名を定しく思ふに
徒んにて今案に記して其事ぞるの多く記載文字の
てらされハみつからそ辛せし事するを洋として其字の
所を其字をるハ後せよの源へんとするまゝ世其中ら一二ならすし
其ろへる罪ハ打克充の字を以て並ちに通俗の選通釈
二十四巻は挟みて実に無稽の造説情文に従て解す二字
僻論の非ハまする所ハ世のつまけ釈の正義明らかなるの
ありへきと漫に書しるく二字を吾らすもの也

安政五年 戊午 正月九日

九世 其日庵蓮家 識

凡例

一　文章の體に於てハ評云ものともも梁の文選より又古文真宝列仙の傳ハ難けれは辞彙のてき詳に彙編を加ふ其他とふの注釋悉く漢文なり又文選の類ハ省きぬ

一　歌書の注ハ其せうもて不及を以て此の外のものハ是を略しぬしるさん

一　儒佛道の奥義ハ知らさる事けれハ強て解せん和漢の古事佛説のみを引て作ふりあらぬ事に或ハ詳なるハ略せり時宜に随ひて甚しきに於てハ缺て其事の名をしるし

一ときは地志名所図会道中記の類迄を以て草稿して之を記す実地にあらぬ大なる誤を改るべきにや

一　詩歌ハ總集別集私撰集の類ハ甚だ用ひ終らぬもの也

一 見聞する所は其事ゝに委ありて遠近に於ても又委ありて
官府の事家々の系譜も其委からざるハ未といへとも且同
おの〳〵記すへし

一 作者列伝に於ては其詳なるものを選ばれは始終を記す 略
ちるものに於ては文章の雅なるものを記して其意を知れ

一 此文撰の注解古人の集紀せるものゝ説を以て記しまゝ見聞するま
なるもの無ければ蒲甘伽銭の大注解のごときよるへき説をも
とれり

一 凡て不の書何れの書より出たりとも悉く略有るといへとも其書
の書をも記すれは説をとるに及ばされは唯其事のみを記して
何れの書より出たるといふ事をは記さす其説法の意をとるにより略せし
又其出所ハ記すといへとも其文の略して全文のことく

なりとするは出所の事とするへし

一 毎篇の首に記す所の其解し難きものは意をとりて其儘にて
其例同じからずしてすへて其篇に限りたる趣とするへし

風俗文選通釋巻之一

此書本名文選といふ又風俗文選とも云ふ風俗ハ吾朝の風俗之
和字の文章を撰集したれハ風俗文選と名つくる也

五老井許六選

五老井許六ハ江州彦根の藩臣也其俗名ハ森川五介といふ
蕉門弟 五老井ハ許六か住所の號也

序

序ハ叙と音義同し叙ハ緒なりといふ是書の大意を叙ふる事
繭の糸口を抽出すことくなれハ是を序といふ

月澤律師李由述

律師李由の号也俗ハ作者列傳に其出所を述たり作者列伝に詳也
此序を文傲ハ月澤ハ李由居所の號也寂室名稱寛字院法師の

書状展観する事ニ許六を親友たるの知るへし 但述ふるハ文言を
作りなとも敢て新義なと記して言ず行はるへし

全篇大旨

此序風俗文選ハ和文にして漢文の体を挟み本朝の文章と称すへき
事なと言ひ甚数の趣に付て其作法を定めたれハ是文選の大綱
ともいふへき序文之亀鑑 明府子 至 此風俗文選のなするへし
者一言にして 先漢文ハ文字の数を定め 先至自由なるへし 対
二言にして 向後称してなるへハ 至 古篇來 其言をもって甚賤
彦河見にすへし

亀城の明府子五老井の許六滑稽俳諧新古の文章を採て集
めて風俗文選を綴りて後世もし此等の文字を集めて是を
本朝文粋といふ是我思ふに此文粋ハ本朝の人の述作なりしく

文の作もなく漢文なるへし 今許六か文選ハ和漢の文章
まくく其作をのせて漢文なかるへき者なるを其体を細かにして
皆なみ此物語のまえいのなりしく
本朝の文章を称すへき物ハ今此風俗文選のなるへし
亀城の明府子五老井の許六とハ亀城ハ井伊家の居城彦根を
いふ許六ハ其臣也五老井とて号ス明府ハ字なり男の美称
明府とハ蒸武官の自称なるへし
滑稽俳諧ハ是我道の事に称するれ史記注ニ崔浩カ曰
言出口成章詞不窮竭若滑稽之吐酒 滑稽即酒桶
の喩なるし 俳諧の古義ハ書を解する及とも
風俗とハ風ハ風の萬物を吹きなびかし如く上より以て下
是するハ是を風と云 人民の心一定する是を俗と云 是

の流風を信ずる也
昔女子の文なと集めたるも此作者は此國の惣名也上古人作
出来すといへるにてまぎらはしき名とし又頭跡なきを名とす山路と
書き又山上にかくるとものゝ子の語より本朝の文粋は藤原
明衡撰するなり我朝の漢文なと集めたる書之述作には
無之御作へ作は創てつくりし之古今の文章なと集めたるをいふ
源氏物語には文花を序に述る所の趣意にて源氏物語は趣縁す
韻字を御題としるも寸られしを文字女子の手習なしなと
本朝の文章なきをよく書き人の口に付るは希也
此風信文選と讃歎すへしとぞ
支漢文は文字の数は定る韻脚をて古格あり
まれと同し文字例をも文選と古文と記すなり其作者遠からぬ

漢文とては怪むへし文体ありて和文とは文字の数定りて
韻字とてもなし古きは古来の蔵職は五言なと通る所も御座候
韻を踏む是和文は韻脚なく一格である所を韻脚用ひず
その事を従ひ自由なるへし
文選と古文とは混する也其作者遠からぬとも文選は梁の
太子蕭統の撰也古文は永陽の黄堅氏の集る所也文選
小賈誼の弔屈原文は是古文にて是を弔屈原賦漢書の賈
誼伝には賦と称す屈原は弔と称す皆同し文を文選と古文
と其作者違ふとも不見るの類ひなるへきにや
向後御覧なされ候ては其類多く有之其御心定めされ候得は
まへし江東の僧絶海東由字買年於四梅庵に序
四梅庵は李由の別号なり四珠廬賦なと後に釋子も

落柿舎去来序

此序にハ此文選の文字のおもむきをいへるを篇首に
五せなるへきをしるして其言ばに来り辞は一つの心をしるして
あらず二言にして其より句法は数々の字のなりて
其二字にして篇末に至りて其四字にして全篇の法をなす
世に俳諧の文法のなく上集といふもの一つもなくまことに其の師はやくこのかた
あらずの物は心の中の物の物数のなしはむかしにやまさるゝ十年
經て五十せるなるらん
其集といふハ俳諧の文集之大注解にハ諸家をして小文序のあまた
集とするもの如意露命元年より十五年の間ハ元禄
二年に其時の名の日其の日のものゝ集成は当世の
今や門葉の誹譜ゝ風雅に勝るゝをもて陳べて曽城に觀楽は

横へ文場に辞は一つなるものゝすくなるらしと
曽城に觀楽は横へくて管城ハ韓愈の作る所の毛穎伝といふ
文にも封諸管城號管城子一筆あるの故事之觀楽は横といふ
といふハ蘇軾か赤壁賦に臨江横槊賦詩といふ文をとれ
るや杜牧に筆陣獨掃千人軍といふをとりてきたるは
あて管城に觀楽は横ふくといふ其手勢周郎か曹に比す
へきまや文場に辞は一つなるや鋒は争ひかた
きいふ、

今此文集に呑は入きて始に業の辞句の絶に頌讃の風流を
すゝめには書あり記には論ありて説賦のまたは述文誄の多般を
捜續の方あり許多の物ありされは是は千歳の後に施して
たれらは文字の字も世は其の師の句法は数々なる

句読といへる文章における其始終の所を句とし且讀やすきため
さへぎりに點を施こして讀得の便りをせるなと後世に至りて格有
按するの或に風句の絶するところハ字の旁に點を施し讀合ハ
字の中にすこし微點を加ふることいへり此風俗文選の文章の字をも
世ハ是等の事に執着せす讀ましめん今此文選にていへることハ全
の字を世に広くはぱの字をも句讀を施したれ共余ハ一字に細點を
加へて文の句をよみ得やすからせしとする是後學すみと云へし
此文選を撰する者ハ是を余か云作者みる五老先生を祢す
ものハ湖東森氏なりして虚字に得たる人也といへしといへり
今の名望を感じて此文選を編まるゝも實に可見の好古序
今の名望とともに評論の名人といふ其為に感激して
撰ぶる所の文選を得たりし思ふへしとして

東華坊支考序

此序の全旨ハ俳諧の文章ハ姿を先として格に入へきの旨
を述へ蕉翁より許可有るよし書るは世序の発端凡文章ハ
といふものハ変化ある人といふへしとする論ありて中に至りす
されハ源氏物語ハといふより昔の物語ハ俳文をいふものなりといふもの也
ありことしかなれは俳文にして格に叶ふといふ事あらて其の要とし
蕉翁より五老として其実ハ明なるへし
ある人ふ文選の時ハ吾翁に文選有らんやと問ひしに答へて
いふものハ湖東の或子許可有しもの也
凡文章ハ周礼の心得て荘子の筆に鼓舞せられて和漢の俗語
俳文まても此俳諧のものハ文章の人ハ其手にかくハ津々として心ハ
つゝくへしとて其ある文章に俳の心をつゝさん心ハ天地の心を述へ世に

変化して千変化なれバ人心ニも其変化あれバ人心ハいろいろ有の
人のすむ所ニよるべし故ニ修するべき心あるにハ其の変化あるなり
人と云ふべし

周公の心を修めて周公孔子の心を修めたる人ハ仁義孔孟の道
悪心修身の学の外なし是聖人の心を修めたる荘周孟軻の
書ハ皆其風致ありハ其弁論ニ鼓舞せられ是を規則し
文章を作る事ハ甚心を修めて其を修めるものハ是れなりとて
易繋辞曰鼓之舞之以尽神 鼓舞といふ文字ハ甚経
人を鼓舞せしむるものなりて荘子の文章にして人是を
拘る事の無きもの故ニ其文章ハ人を以て其文を是を鼓舞
せられてといふ文章を読む心ハ天地の心なとハ例の
理屈を嫌ふ儒者の教道なるべし

下恵を学ぶとハ魯人展禽柳下恵の事也 柳下ハ采地ニして
称す 恵ハ其諡也 下恵とハ称し 其柳の字の縁形や
文章縁語のあるなるや 道を修るべき心あり 安く
道を修るへき心あるなれハ理屈の道の変化を知るべし
是れ柳下恵ハ申し人ありて我例を祖裼裸裎すると雖も
汝ハ汝たり我ハ我たりといふて民の独の世を礼法をなして其
一世の玩弄する意見を以て理屈を云ふ柳下恵の如き
由を諸して此の変化する是変化ある事べし
論語の鬱蒼を公冶長は公冶長ハ名也 鬱蒼頭の
縁起の中に入ってきハ其例なるにや古来も辞なきもし
されハ漢民物語ハ法として人の多く
あるものハ奏せしてまいるべし 後世ハ旁ある事に

ころ作者也けれは其の事なるを清少納言か枕双紙にいへる
ことは枕の趣をまねひてとりあつめせしものとはいへる也
伊勢物語といへるものは業平[illegible]伊勢物語
のことかうまかゝるやうに土佐日記は貫之かきしを日記は女のまねか
[illegible]書きしハ人の見てえなくぬすみても思ひて[illegible]
[illegible]紀と紀とは同しかるへし 枕草子は紀行と[illegible]
世[illegible]平家物語[illegible] 栄花物語の[illegible]
[illegible] 狭衣物語[illegible]
[illegible] 平家物語[illegible]
[illegible] 人也 [illegible]
[illegible] 物語 [illegible]
[illegible] 撰者の法師の

枕草子なるへし 兼好法師のつれ〳〵草ハ[illegible]
[illegible] 枕草子をもひきて物語[illegible] 世語の[illegible]
[illegible] 源氏ハ[illegible] 栄花[illegible]
[illegible]
されハ源氏物語もまた[illegible] 物語の日記[illegible]
[illegible] 文字の用[illegible] 甚中[illegible]
[illegible] 物語のみにて
まして[illegible] 源氏 枕[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible] 源氏物語ハ[illegible]
一代のことよりも後のことを[illegible]

給ひて其色もまた作り出給ふ様式ハ世の大和の名
ありし又給ひ給ひて様式をまねびて給ふ
伊勢物語ハ始めより給ひて詞も花やかなるべしとなん
竹取物語の比よりのさき伊勢物語より又其後源氏さらにすぐれたり
紫式部の狭衣ハ大弐三位栄花物語ハ赤染衛門土佐日記ハ
紀貫之此等の作者くさぐさの但栄花物語ともいふべきもの
とられつかうまつる筆ハよくもちて此を大鏡ともいふなるも作者
つし御堂殿の栄花をあらはせしものにて作者の詮なきぞかし
かくやさしきや其後ハ文章の虚実あるべし四季物語ハ
長明の作とハいへど印本の中に藤原家隆の筆
しるしたる十二巻ハ官家之御代長暦のころまでハ仁和寺
御室の御所にて定家卿のかきとどめる書物にて校合せ

いふらしやうしまつりて撰者の法師といへるハ雲井のあたりにて
撰集物語を見るに心得ききや昔の跡を伝へ侍るとなん
なしと思ひハ此頃の法師にて其外さまざまいひしハ其名をしるき
うるさしとふかき浅茂詞にもいひ伝ふるハ人をいふ
あれども其家の御事あるべき
天ハ光をまで月あそびハ地ハこれ御にて花を飛ばし亀をすれバ雲鶴を
飛雷けハ世に出し梅子亭殊氣を庫
先御方にしてかく漢字ハ之手若也の四季の御にて其傍
詞御もうら和歌ハまことを法の四季の御にて其の次第の比き
文字ハまして一句の長短を
二句の句法
蕉

於いてもいはゞ文選しらぬに於て中にも序は此文選撰の時に
はしめてあらはすの作なりし 宝永元年甲申仲秋日
夫は是を以て月に並ぶる光景の詞の如く付て此序一篇の
文章化して竜吟し虎嘯くは柳緑花紅の文法とみるべし
此文選の文に於て物俗事或は紀集撰の本は風俗の用に
知りて今日の風俗に於て殊に之を嫌んで此文選は撰集の
時機になりて後世に示すものゝ法書成蔵の一眼は紀
俗の明月書なり俳諧なるべし 支考の序は情にして李東の序は
編之古来許六は文編之 編は情に弱くかくて情は編よ
りて及もし雅文序の情にして其文の質を[illegible]

五老井許六序

し 此序の全旨は風俗文章の格式にして二千里百年後篇
撰する事の公に是撰者の自序にして文也 篇首より格式
一言をもって文章をとして一言にし是御意其所と言文を
其全体の筋を見るべしと言其事にて言にし篇末に至りて
言にして其意思に通達すべし
文は貫道の器也 孔子も全力則は是を言の外にて以て吾朝
俳諧の前より古今の文華序にみち事まてに[illegible]
世に行るゝ言葉に及ぶは安[illegible]にして源氏枕草子の類は男女の
中に成りし 実はこゝに[illegible]すべき道のはきならぬべし 其上致事の序の
文法にして風俗文章の格式一言なり
此言古文批語の格式にして[illegible] 文は貫道の器之と是
李漢が集昌黎文の序の発端にして其序古文[illegible]

又云李漢ハ韓退之が女婿なるをもてかくいへるハ文と道とを翁
のいへるハ道ハ即ち是文ハ道ハ此故に文ハ道を貫くの
器なりといふより李漢が道といへるハ周孔の道を評云が道とて
するハ紹述の名を言ひ断ち義理の事李漢が発語成
此等を用ひて言へし孔子も余力あらバ先を学びてと云ハ
論語に行有餘力則以学文と云へる其類也之無李漢が
序に秦漢の文の傑作なるを称し後漢晋魏の道に非
ずと偏し昌黎が文の道を合せる所を称揚せる所以也
今此文選の源も杜氏の文章を用ひし紹述の一格を
ならすて蕭統も用ひる心得ひろくあるや字の
文選ハ格を定め風体後世の道に一無き也是
是其盛を隠侧し大きく類成格調の吟味ありや古今の文章ハ

しかるに其後ハ西漢の文も名文の由緒あることを洋絶して
其気象郁々たる域まで行ハせ事古今の模範となるべきハ
昔より和歌連歌の無道の文と云ふべし
先師芭蕉翁始て一格を立てて気韻生動の妙なることを得たれバ
郷言漢字をまじへてすらも心ハ古雅の風の正しき集をなしけるや
和歌の浦に志ありて雅俗の細やかに和せしめたるを言ふべし
俳諧自在に無くしてあらはれ難く八章彰
知らずして果ハ格調の作者となれる其等のものなるべし今
古より今まで文章論中に文ハ二百年前余其間諸家の紹述文章
好みを見てもなく先生学びて此門に入るべしとして其子あり子云
撰び集て宝永元年西蔵自ら序して風俗文選と名づけて示
此書は始て俳文の一格を備へる所なりけて猶其風を知るべき気

韻生動とハ畫家の六法の一にて似絵なとの画をかゝ
るゝ紙影をうつすハ写画といへり其氣力声音蹤跡の
姿紙写しを情に影をうつす文章の法度あるのふしを
とゝむ高家の名人の書しとこし高家の法度を定
書して能も出来たる職人の後ハ伊勢松坂の書に於て
松山にて世に名高く浅ましく名物なりとて書物
其外の人の趣をなしてよも不多ものにて甚よく
いかゝましくへし此門に入て此文紙写いて絵師と相なり
勧戒の席に相守り也是此業書の模範師とすへきもの
なりけり

本朝文選 作者列傳

芭蕉翁者伊賀之人也武名松尾甚七郎奉仕藤堂家壮年時辞官遊武州江戸風雅為業號桃青乃誹諧正風躰中興開祖也嘗世為遺功倏武小石川之水道四年成速捨功而入深川芭蕉庵出家年三十七天下称芭蕉翁遊東西南北説風雅助諸門人國中悉歸芭蕉風一遇難波津伏病終卒年五十一葬江州義仲寺

浪化者東門主一如大僧正之連枝也號應真院居于越中井波瑞泉寺一日遊洛會芭蕉翁效風雅後著有礒海前後集病薨年三十二

僧丈艸者尾州犬山産也壮年辭武出家隠松本山上蕉

門之騷客也能詩後三年閉関而終不出病死常讀
法經年四十四
僧千那者江州堅田産也居于本福寺釋名明式上人嘗
任律師號蒲萄坊中華蕉門之高弟也
僧李由字買年近州之産也居于光明遍照寺釋名
亮隅上人嘗任律師入蕉門而学風雅年故著韻塞篇
寞宇陀法師書病死年四十五
支考字盤子號東花西花亦號獅子庵濃州之産也入
蕉門業風雅一方門人也先師滅後遊東西南北説
風雅而助諸生故往々慕支考風者多矣中遇居
于勢州山田後帰故國作誹書數篇辯俳諧之論
晋其角者武州江戸産也生醫家不學醫術終業俳
諧寶井氏號狂而堂蕉門之一人也而後起已一風著誹
書數篇
嵐雪者服部氏不知何許人業風雅遊武江戸蕉門之
高弟也後別妻出家
野坡者越之前州人生商家居于武江戸蕉門之學者也
一遊西海不定其所居随師得炭俵之撰号
北枝者加州金澤之人也業磨工見蕉翁好風雅北方之
逸士也
涼菟者勢州山田神職之人也業風雅初號團友
露川者伊賀之人也生商家居于尾名護屋也好蕉門
之風雅
雲鈴者奥州南部人産武壯年入道自號摩詰菴婆

且人風雅師東花坊一渡佐渡島著入日記
吾仲者洛陽人也居于六條業佛画好風雅師李由自號
柳後園著𢌞表紙三巻
路通者不知何許者不詳其姓名一見蕉翁聽風雅其
性不實輕薄而長違師命飄泊之中著俳諧之書
几兆者加州之産也業醫居于洛学蕉門之風雅一罪事不知
其終處
素堂者山口氏也居于武陽避世務隠于深川友芭蕉
翁善
嵐蘭者不知何許人松倉氏業武奉仕板倉家而奉
諫速辞官携母隠于武淺草蕉門之老弟也爲月遊
于鎌倉病死

荊口者濃州大垣之武士也宮崎氏蕉門故老之士也此筋
千川文鳥三士之父也後致仕改名東序
去來者肥前之産也後隨兄居于洛陽向井氏也中華蕉
門之高弟也號落柿舎隨師命選猿蓑後病死年五十三
万子者加州金澤之武士也生駒氏號此君菴蕉門之英
士也
厚為者加州大聖寺之武士也河地氏蕉門之英士也病
死
木導者江州亀城之武士也直江氏自號阿山人蕉門之
英才也師翁称奇異逸物
汶村者江州亀城之武士也松井氏字師薑號九華亭蕉
門之達士也嘗能書画繪師五老井

毛紈者江陽彦城之武士也北山氏号大雅堂好風雅愛
画圖師五老井

程已者近州亀城之武士也朝倉氏号白日堂愛蕉門之
風雅

朱迪者江陽彦城之武士也寺島氏号甘露臺年久好
風雅而入蕉門病死年四十三

撰者許六者江州亀城之武士也名百仲字羽官森川氏
號五老井剃号菊阿佛一見蕉翁得正風躰實血脉道
統之門人也常友李由撰俳書數篇

以上二十八人

愚曰芭蕉翁唱正風躰俳諧門人大進蓋風雲之會
也翁歿十五年許六著風俗文選而東都者有其角嵐
雪洛陽有去來凢鳥東西南北無不有有名之士也豈
翁提三尺號令四方之緒縣々不絶於斯盛矣曰使
黄河如帯泰山如厲此道永存爰傚後久我相國
撰著落書一篇猶作者傳賛乎云

本朝文選落書

芭蕉翁

風雅寂寞としてきはらく屡しくえんの穂を欲て義理を
存して意深く詞妙之博ふして萬物の霊を至りて汲海の
のこる氣象絶はふして世事の為造化鬼神のちまとといふ
覚し

翁姓名ハ甚七郎 稚名ハ金作といふ 伊賀の四郷 柘植郷の
中の松尾氏にして 若き風俗の名ハ宗房 四月より家居と
いひ 藤堂の臣ハ 松好の元より 桃青とも二つ 名乗て
好て不熟の意そとやいふる 家居ぬ遊行世の言ひ
そのれ十九年 小家の途立て 洛陽に季吟の師として 業に
其角 嵐雪等の門人と世を 深川の芭蕉庵に隠遁しては

いゝ年久の宇ゑして文芸ハ幼住庵の記を特にまし 野をかる
方丈記よりて 向ふの一路 超絶するを得たる 文字ん 松将識
徒然序 文名文之 其他ハ悟るに 得の為へし 雜篇に
至りてハ 唐宋の諸 西行 蕉翁 傑出しても へし 其角 絶高
就細作 往てあるへし

素堂居士

風雅学者ハ俳ぬき 文韻を好ましき 風情ありて 或ハ大いし
又ハ 唐く 松菊の好ミ 素琴はきくるし
素堂居士ハ山口氏にて 稚名は重五郎と いひ 官名を後も
甲斐の国の生れ 武陽に居し 深川に隠れ 芭蕉翁の
友人 山口霊神の祀 其好 幽閑にきを
男文字の一篇 蓋芭蕉翁も 及ぬところの 風致ありけらし

紀行の序文名文といへる此文選に載せたるは作者の
粗漏とみへし

支考

風情ありて文勢も衰ゆるなく作りて自然 其趣遠かる
ところハ雲の絶ゆるも秋の蕗霧の色にも似て細なるべし
支考が難句を辞して風雅の上ハ道経のうちにも見えたり
蓮二といひ白狂といふ又支考が変名なりけれハ白馬経
あらせし此文選の支考が文章なる人をしてあらざる詩歌の
上に入て微妙にして深し 本朝文の杜工部白蔵のごとき
人に驚く千の作意を絶人の及ぶべき知らぬは作者の節
ありといふべからむ

晋其角

文章の其海陵王の言ひたてるとや いかにも凡國をも得ず
一滴ちをせし心化せらる
桂林其角ハ江戸下東順が子深川といふ住 茅場町に住し
死して芝二本榎上行寺に葬る 芭蕉翁終焉記の書ハ
流石に其角が自ら潮かとも見ふべし 嘲佛骨表のごとき
をも見るハ猿蓑の序は芭蕉の深さを見にて作意なり
なしとも思はれて

山風雪

春の月の船なるや山なへりむ
旅雪ハ作者の名にて 新町浪住に住み 又井上氏模すの家
作名を許すと云 晩年 町 山崎井戸に住せしと云

浪化

ゆかしき跡をめくりて以化してすれ

浪化ハ東本願寺門跡の連枝にて越中井波の瑞泉寺に住し
応真院と号し応々山人といへり元禄十六年
癸未十月九日別院ハ今伏見江州にあり浦田郡の女婿之
ことし此文選浪化の文章唯発句文ありて見るへきこみしらねど
才能すくれし心ある人のなるへし其人の光きゝを拝む
尊し

僧丈艸

山里の夕暮時にちらしかゝるに紫蘭の開きて事足り
風情もやはらかむ

丈草の文章二篇其外残諸歌俳諧の無能なる方なれ
はして法華経の妙をみ考へきや拾録に載せたり

僧千那

七年の節に三年のはらみきく人の心やかはれてん
此僧ハ近江八景の序一篇ありてあまりし

僧李由

風雅も我よりまさるに此稀も文とも折き捨しもあれ此坊の
内の梅の花の折をもおしむこそ見へきさき名花をやはへ
む

文選に出し所の文章九篇すなはち湖水賦の大作発韓
呉文の誹諧まへにて名ある其他猶ありとハいへと千世の巧
拙有り評云数経の度ひとりの文章の資ともなりて此書に載す

野坡　木導　北枝　化兆
雲鈴　朱廸　吾仲　荊口

万子

風俗をおもしよ秋の花野に荻女郎萬紅に彩りて心すや
はらし侍り

北枝が蕭散は辛く木導が天狗と出女ハ其顔をも枯り
しく北枝ハ仁とし万子ハ能く人情に察し北枝が蕭散
其價を得べし　雲路がたは切ゟ吾仲が山本　紙鳶來迎が
酒に荊口が國の扇　万子が梅をうつし取るまま見たらん

毛紈　凉菟　厚爲　程已

露川　路通

春をもて手にさらす小山田の陸奥よ心ざしあらんすゝ
凉菟が神農なる佛乎程已が料　宗藤露川が菜圃ハ
路通が風雅あるべし　毛紈ハさもいかにや撰者の門人なる

藤らが小顔すゐるもの乎猫路通になぞらへて紙子に絹をそめ
はまくらし雛犬なる文の紋を應る知が所有に遠く隔りて
名細なるやらん　先来る者に合わせ此列に寄せ色

嵐蘭

雪に住む明かうしろの心なかに心をるなせる
嵐雪がうつは誅の雛とらへ下りし草城焼　服部　二世庵主
辞の方ぞ京都なるべし

支考

年ふりたる庭の松の古風到しき名月にてやよきし嵯峨で
さながらしき秋の空なる籬に菊の露ちるさま海を行きし
この

向井去来のうちハ文字の雛申しよりて見るに此辺子入る文字

六篇情趣鮮にして賞すへし　しかも用意備甚精り
いつれも徘諧の辞は殊に忽らしく勝れたる咲あるへき
にや

汶村

作者まゝせことに情の通りてみゆる中にすくれたるの花王の
ほころひたる句はなきこそ口をしけれ
汶村か南都の旅は素しく其他は麻しく蕉風若辞は餘中の
鉢こゝろのあるは其外の篇と且続序にして多くの名
これあるへし

撰者許六

風俗といふ言葉はよろしく聞えて始めて言出し
これ多能なるによりて嵐山の桜花も大井川のあゆせまり

何条誠に姿やいかならむ
撰者の文章凡三千餘篇巧拙ともに取て評論すへき事の
いつとふ人も甚感功あるへし　又此外のあるはなれは
其中百花譜の如きは殊に秀作といふへし　然れは其作謹遜の
意深く聴識の作るに見ゆるも言動の氣に思はすも
尤もさらに其文章は定家家隆の和歌の境のこと
洲の文章しくおよそ甚し　撰者はや更に其もの
それは支考の文章多く此文選のすゝむもいたれり
但其辞は支考にまさりて其句は支考に及ふとも是は文
中に未開いつて平穏なれは支考は儒釈道の三教を
まとめ筆に物語の上に及ひ其言語は花落にするもの
又芭蕉翁も及ひさるにいたる十編の撰の如きにてあるへし

いはゆる龍無尾のかたちにて又美成と許六か雜言のてきた
けれは許六云其俳諧體は自然のつくして平懐の文作となりて
俳諧をもすくなからさる漢籍の法を知りて世は文耳をもて作りて
風雅なき文章をもてあそんて鶴柳許六の如き作風をもてなすや
文者も朱儒の前に屈して俳諧の用に化する術して其俗の
けてらむけれと漢宋の風儒は詩経をもてゆするも宮殿の流を
守りて云古人の歌風を破りて以て芭蕉翁は俳風の句に行れ
許六は頑愚の拙ゆゑんの志業なりして文法の中に行
ある窮して許六か文中より出たる所の古きかな書の絶学を推
しられは唐宋文は六國以下よりも多くは俳諧又は唐韻の
或は園織紙なと閑吟集を詩文は韓柳李杜の全集は
学者ある唐氏佛家の類は朱子学門をなしに柳芭蕉翁の

身の程の案するに許六は此儘中陰陽の古てなりて文辞のてき
あらはゆる此か自然ら人の古きゆるや射御の術のてき
此の儀するのけれは其自然へらして此を遁して梓行す
らんより自然の文俳諧の有用ならすへし許六その文章は
書くらは支考もまた文章の許六支考の優劣は取る
編集も人の用する学者のいとなるゝ事の人の俳諧編するも
文章のひろをせるか蕉門の去来支考の俳諧文章の云文
いそんより古来嵐雪闌更より許六弟子の中に其俳諧をすへし
其外の人々は林子あまたの本の意ならや比せんは文集は多く
高きにあらし御もふる事の俳諧せれは其練磨を要すれ
稚山先生の随想よ就く又云不意固陋なりん許六か文章
の深味察しかるし古今の出来もよろしく其千一作なり誤て

此續編の板ハなし甚希ニ候ニ付[illegible]得候ニ付
此のつゝ書して後生ニ[illegible]ものなり

風俗文選目録

巻之一　辭類

柴門辭　芭蕉翁
示秋之坊辭　支考
送新道心辭　丈草
鉢扣辭　去来
瓢辭　許六
示古鏡辭　李由
焼蚊辭　嵐蘭
四季辭　許六

巻之二　賦類

南都賦　汶村
吉野賦　丈草
冨士賦　嵐蘭
鎌倉賦　許六
松嶋賦　芭蕉
湖水賦　李由

前磨山賦　支考　後磨山賦　去来

巻之三

賦類　附譜

鼠賦　去来　旅賦　許六
揚揮豆賦　毛紈　四睬盧賦　李由
閑居賦　汶村　招寛賦　支考

譜類

百鳥譜　支考　百花譜　許六
山水譜

巻之四

説類

簑虫説　素堂　柴売説　凡兆
閉関説　芭蕉　師説　許六
名阿弥説　許六　出女説　木導
雑説　不知作者　愛猱説　万子
艸字藤説　程巳　草刈説　露川
山芋説　吾仲　嘲胥惑説　毛紈

解類

獲麟解　許六　長雪隠解　許六
藪医者解　汶村

巻之五

記類

落柿舎記　去来　幻住菴記　芭蕉
十八楼記　芭蕉　五老井記　許六

九華亭記　汶村　琵琶亭記　許六
風水二臺記　許六

紀行類

鹿嶋紀行　芭蕉　南行紀　李由　許六

序類

曠野序　芭蕉　猿蓑序　其角
宴柳後園序　支考　要文集序　許六
近江八景序　千那　画樓繪合序　許六
四絶文章序　李由　麻生後序　許六
銀河序　芭蕉　番椒序　野坡

巻之六

箴類

飲食色欲箴　許六　聽箴　許六

銘類

机銘　芭蕉　東銘　支考
西銘　許六　茶碗銘　嵐雪
雲華園銘　汶村　飯鍬銘　吾仲
左右銘　芭蕉　是非齋銘　許六

誄類

嵐蘭誄　芭蕉　丈艸誄　去来
去来誄　許六

巻之七

歌類

挽歌　支考　鄙歌　五首

文類
佛諧發願文　浪化　聖靈祭文　李由
剃髪文　支考　祭猫文　支考
弔古戦場文　芭蕉　断絃文　許六

巻之八

傳類
公平傳　汶村　東順傳　芭蕉
牧童傳　支考　五郎四郎傳　支考
霊虫傳　去来　疝氣傳　李由
直指傳　許六

碑類
壺碑　芭蕉　笠塚碑　李由

巻之九

辯類
詩歌誹諧辯　丈艸　定先後辯　支考
豆腐辯　許六　天狗辯　木導
手足辯　汶村　人参辯　許六
射御辯　許六

表類
雨乞表　許六　嘲佛骨表　其角
讀佛骨表　厚爲　陳情表　支考

巻之十

論類
旅論　許六　仁不仁論　北枝

蕎麦論　許六

頌類

誹諧頌　李由
酒徳頌　朱拙
蕎麦切頌　雲鈴
石臼頌　芭蕉

讃賛類

西行上人像讃　芭蕉
美少年画讃　許六
入学賛　許六
神農讃　凉菟
團扇賛　荊口
紫芝図賛　許六

書類

阮艶書
日蓮上人報書

風俗文選目録畢

柴門辭　芭蕉
示秋之坊辭　支考
送新道心辭　丈草
鉢扣辭　去来
瓢辭　許六
示古鏡辭　李由
焼蚊辭　嵐蘭
四季辭　許六

巻之一

辭類

辭ハ音詞辭説なりて休斎云詩変して騒となり騒変して辭となる皆韵ありて辭ハ詩と騒との声を兼ぬ尤簡ニ遂るものとぞいへり唯辭ハ統の辭といはずして楚辭の九歌ハ屈原の作なり其後楚の宋玉唐勒景差と徒ハ皆辭を好みて賦をもて称せらるといふ文選ニ秋風辭帰去来辭いふ共ニ辭體ニして漁父辭ハ古文真宝ニも出てある

滄浪の歌ほとし詠歌のへし説文に此二字ハ詞也といへハ
情ありて世語となりけるをいへるに和歌にハ其理なきを以て
優艶に思ひ述る事にハ叶はすと又ハ微しき心ハ諷練すへき
是は辞の一格となすへき也和歌の文選に山姥の謡曲を見て
辞の形を出せり是山姥のことを述へてこそ是也此謡の曲名
ものは多く情思を述ふる是をもて辞となすへし支考ハ辞て
是を定めし辞の一体ハ後嶺(?)辞はへきものとこそ深更の
文選に封胡辞説の是益辞説の辞之令云文章の
一体とする八辞説の辞なれハ其形へき詞なる所以の
類例にす許六此文選に載たる此辞説の如きかの者
其形よりて此惜むへし

柴門辭

文中草扉のことくといひ又柴門の外に於て櫻花
の名を手向るへし許六離別の詞と記す益秋風辞
帰去来辞の類にて此辞説の例とすへし

送婦許六之故郷餞別之文也

許六ハ彦根の藩臣森川氏なり其世系に我か大江辞
と同す其来地言名通称兵助といふ其源太郎重親後か
森川氏ハ宇多源氏佐々木氏兼の嫡男森川金太郎
氏後其始て幕府に仕へし来地武士を賜りて尾張国
此に於て其祖の親族六人に名として氏後の其力とせらる
氏兼男嫡男に定其六人の内之其子息何れも
金氏罷る嫡子小之進定政家を継後世に幕
府に来仕す其源太郎定親ハ定政の舎弟家に於て其

家傳未世に許六ハ通称ハ五助と云湖東彦根の士なり
し五老井の作者なり是ハ韻塞に登る所の華獅か文の餞別に
載る元禄六年癸酉五月六日江都を出て湖東の故郷に帰る
時の離別の詞にして終に桃の花の白木か句の飾の句作り是
離別の義なり今此に往還の人の帰の事許六の上に作り其
許六かりて様し之の事は制すへし然れハ文義通りし
是作人の書すりぬ形のやかくのことき顛倒ハ許六の
あやまりなるへし
此度猶篇首を聞侍とて取として以てハ其発端之是は
世に聞えて其器をたすけて用をなす感すへきやといへり
画をも許六の画は好み風雅を愛するは是芭蕉の手にハ
画ハ取て予か師とし一転して終に弟子の義にして別するなる

是を年々に長くして見る所あり
去年の秋かりそめに面をあはせ今年五月の初め深切に別れを
惜む其別れにのそみて一日草扉をたゝいて終日閑談をなす
去年の秋かりそめに面を合すと云ハ元禄五年壬申の秋なりし
其冬十月二日許六亭にて興行の歌仙韻塞集に出せり是芭蕉此時
初て会なるへし六年癸酉芭蕉翁江府にあり許六芭蕉庵の
草扉を叩て別れを惜まる是此文の発端なり
其器画を好む風雅を愛す予こゝろみに問事あり画ハ何の為に好むや
や風雅の為に好むといへり風雅ハ何の為に愛すや画の為に愛すといへり
其学ふ事二つにして用をなす事一なりまことや君子ハ多能を恥
恥と云へれハ品二つにして用一なる事感すへきにや
其器とハ許六の技能を称する也画を好むとハ五老井記にも

粗知るへし 君子ハ多能を恥るとハ論語子罕篇吾少也
賤し故多能鄙事なりト云 是孔子の謙しなりけれとも賤しきの
ことするを以て恥るに足らすと申されしもの也 されハ君子ハ鄙事
ハ多能なるを恥るとなるへし 今此文に多能を恥るといへるハ
此文ならさるにや 俳諧ハ此時ハ風雅に鄙事多き
ゆゑに出て 雅俗をわきまへる事なり 見て知るへし
是翁の許六に封関の辞をおくられしものなり
畫ハ同しく許六か師とし 風雅ハ翁を師とするの
師ハ畫ハ精神徹に入りて筆端妙用ハ其幽遠なる所ハ許六か
及ふ事なく 風雅ハ其精神をもて翁の心を許六に
つたへて 翁の精神を西行のこころにも通ひ もてあそふ
翁の心も許六に伝へ 猶上手の如く世にひろまりしもの也

是翁ハ寄行の人にて 支考か書に又翁の筆の
はしめを 力として 西行の歌をもちひて風雅の
稽古人の伝なれとも 古人の心をもて 南山大師の
筆の道にもかよひ 風雅ハ文章を用ひて行ことを
けふの其本の歌を習ふて 道ノ通ひと

師ハ畫ハ精神徹に入りと云 徹ハ通なるを深遠に通達する空
なるを師ハ許六か画の精神を移すなり 風雅ハ
其翁の筆の道を 此語ハ荘子二十五條に出て 無用の
ものを用ゆると云 支考か十論為弁抄に王充論衡を引て
細徑にかはる論衡にハ其文の変しとも為義ハ其のつかふ
まことの益ある事にて義理あるへし
魏徳ハ経典の法律なりと後の上手の後の郷と西行

上人の接義ハ本より和歌の物ニ尋ぬることて西行をは
歌仙の棟梁とし都ても朝ふしさればハ風雅ハ是宗祇朝待
まことに南山大師ハ南嶽慧遠大師なとや争ふ人のならは
ゆへされハ弘法大師のことくへし高野の南山を称するハ南紀
の高野山也風雅も又是に同しと古人の説あり芭蕉翁の自ら
俳諧の祖の流を汲て書ふ統の称し是をいふハ画く風雅を
称其身の事して称ふへき事に似たれと言てなるへし崇
門ハ是芭蕉庵の崇門弟子ふ草扉を用し此法の宗して
いかにも道ありく別なる是弟子をうけて教を戒の旨し
崇門の外に道なし成くく法とし奉論の徒ニ伝ふる
義なりと

評ニ曰此文いかにも対問ならし画て風雅と一致ニ楽しむの
是等の説ハ後の通とも称し風雅の宗と法として等く
其文通切するにハ幽遠なる事多ひ高き所とて人の高致
ほとも行けて崇門の外ニ道なるとて別するにハ其法ニ
称へりのことし

又曰全書の俳諧の風雅をもとにせて高源画書として俳諧を
とるも宗門にて主の是我の事もなし宗文化ホウニ成して
前の枝をうるもの詩の歌の前の枝ニよくなりてかく文中
宗とも題書せんして是の道ハ毎に紙の枝の花のやう
折なきものハ風雅の精神あるへき特にかつ肺肝ニ入て徹底
深かるへし

又曰辞ハ辞説の辞にいふハ詩騒の事ふして風流すへきもの
此辞宗互ニ対問ニ於てもかふへきものにいふさるニ尋ねまし

幽人の辞ともいふべき陳国衛門の詩人の遊びにならひてむ
ともかくも其主意とする所ハ許六淵明が行ひを学ぶハ道祐
の部にのりて能く人をも夢にや思ひけむ古人の文を学び帰去来
風雅を何かれ文章の余勢をまねぶといふも見事の事なるべし

瓢辞

全篇屈平漁父の辞の模写にして為有の意を容とし
封内の語を善く借り用ひて終に讃言微中の自在をえたる
一篇皆封内にて別に其意をば断りて及ばず自らあらはれたり
男はやつし此山里に隠れし名流浪翁の方に隠れたる人にて
是ハ深山大網仲住まする世に小督の局をば尋ぬる条下の詞にして
平家物語源平盛衰記よりの人之葉平朝臣の語を断ちいれ

右駈ゆくこの局ハ小督の詠出の絶を甚多く用ひたる也但
当時鈴世にてハ此山里ともいへるさ方の秋の夜の詞へ
よりて平家物語にハちらしらるゝ此山里ともいひしさぞれ
ながら右の秋の比さそてあはれなり琴の音のこえなと
まちつゝ琴の音をきゝえて小督の筆跡の甲列の琴ハ
葉ゟ一丁の男帯にて仰せられしは壇上に瓢箪を掛て折々の
余情を見やかましく事ひけ給ふ、
甲(カフ)ニも呂にて男ハ是を世にかくれなき人とし給ひて
男ハ雲井の彼方なる浪へ流されて其国々に
刻まるの業圃にて甲斐国の支流とさるへし新羅三郎
の末孫業の彼は用ゐるにハ文稽の義なるに身るへき系緒
しるへなくて六孫王湖水の業ともいへるを集めて家をつたへて

汐にゆきまむへし此説甚妥なり捨ぐとのあひ思ふ八尺人の
游孫となりて此手にへり立つるあひ世路に卯誕生
けるものハ産業に善の侘やまぬ世を無くあひしらぬ終子家の
終らハ身にあひしよるから我田野よハ割善の用ひらるとしるし
此浪人由緒ある武士の果てなる
雲水の旅ならるをいハ白氏文集巻八宿淮口詩に行止君
雲水と云ふ詞によりて行雲流水の定めなきを以来の定め
雲水の名ハいふ也古ハ漂泊流離のたつきなき浪士のうへを
此をもいへるなり浪人いふみをもて是へるをいふは是其人の
ことばを許すの許せしなり

此閑は華なる其のことある行まり此甲の山くぐ入りと流しものにて
此まうまりは降ちしかるかくへ云ふとて無ひなり

此閑は掌り此のくへ集をとて公任也九条大納言に
此のきくえ掌る此のころをあらかみ拾りや拾りゐのなそけたをこそ
拾遺集ニハ此集を拾りあつめて此編也又新撰の撰の編次なり
るへしされハ意のすみくるしみて見浪士の那の弁りを
にうてしきて陋巷にゆつく一瓢のくるしみハ浪人の上まりにて
あるまし

是顔回のもの也なりてるを論語雍也篇に子曰賢哉回也一箪
食一瓢飲在陋巷人不堪其憂回也不改其楽賢哉回也
也とあるなる由を土地らし楽しく貧家の住居なり
是をいふの所くなこひなる酒をなしとて釣あの定をは
あきらる賢者の志を侘て是浪士の志ならん甲まりて楽しらは
迷惑のゆるするより楳て楽しむハ其志の賢なるよりやゐかへき是意也

断はらくの其ひとつかたを
草刈の中より見出人々つまりハ許由ハ何用して捨るとの意
逸士傳ニ許由隠ニ箕山ニ無ニ盃器一以レ手捧レ水飲レ之人遺ニ一瓢一
得ニ以テ操リ飲ミ飲訖テ掛ニ於木上ニ風吹テ瀝々有レ聲由以為レ煩遂
去レ之是浪士の一瓢なるべし許由がごとく自ら期待するは
ゆく意子許由の事なりて是をとりし是隠者なりと云
得しハ楊子無きぞかしる名称も出るは田舎の藪菜
なる金種物の細かく見へるとて此所々れ華ハむつかしき也
なりて楊墨の志を叶ひ源氏の巻の名なる是等人の腸をきるなり
夕顔なるべし
花ハむつかしき色を取りて云 淮南子曰楊子見テ逵路ヲ而哭レ之
為三其可二以南一可中以テ北上 墨子見テ練絲ヲ而泣レ之為三其可二以テ黄一

可中以テ墨上ニ是墨子の色に染み易きを悲しむに此夕顔の花ハ貴人
墨子をむつかしむ むつかしき色なるといふ也 墨子の心よ
叶ひなるべし 楊子の事ハ志ひ楊墨をもちゐ其名をかくれて
楊墨をいふ事也 源氏の巻の名ハ即色の巻の巻名なり
わきけるをもて色に染むもの名ハ人めきて多くめでたし
堀稀なる事 此名ありてかし云て
心ありて是をもて見るなる夕顔の花
此をば細かに巻の名とせるなり 貴人の腸をきるといふ夕顔と
いふ事 顔の結び稀なく 隠士ら好みけるの二つなる
柳夕顔の玉樓金殿よりかる内結びとれ蓬の細をとりて
五条わたりの鄙細して貧乏神の相見ハ見るなる
隠士ら夕顔の結び稀し 夕顔の巻をもて侘しきはれてきた

其後に至て再ひ帰りし事を悲みの巻に云ふ念仏にて少も勤めよ
むかしけるかと思ふの事も無はなれたるをいひてもとく 五条
ほとりの何とかやらんとかや見えて侍る鹿苑の補木を引て楊柳の庵
隠士か曰 昔宗清法師も尋て侍りしや
宗清捨遁の縁は主年と云の女の色に人か構ひて縁に打れし
恋をとらへ候へて殺しやうなをせすはして其花の比の桜を
落せしは色を種としほとはさはひさまに候ひつらはるにして
只御物かたりにもけふ見えたりあとて周文か説 諭す又十余年
みちて再び帰らん事を兼ねへからすとて見まえれへの往にゆ
ほけるに隠士覚の弥々之の之にれ
然て曰 其捨遁の縁も然る事情人の一念にゆえる色なる
縁の罪ともいふも

隠士か不和の宗清捨遁の縁も安くかあたみ是へるなくてその
情の女にもやみみつから花を落ちなりて恋つけ桐に分けて
聞いたき 後に合て殺しうる十余年ほとて其花みいさの
種を落し色を種なうつへりのたちはなるかほら咲き
只め切る蛇縁もそのはけ地を出て子とももさし兵女はとし
殺して入る其しかとる物語に出てもとは縁の罪といふもの
隠士の何と面白して色を離して竟に帰らの罪も
かく目か殺しはしまる物の罪のあるかなれ仏縁深きも亦宜し
まは抜かへらぬ堺にとき組師しぬ力あるる
純東曰 空也曾晩年為修行出宗師赴東国謂徒弟云
今吾已老矣再帰難為 則今月今日以出寺之日為
忌日 故用今日修法華 斯院中有十八家 其中年

老者剃髪ヲ着衣ヲ為僧ト代々以空字ヲ加諱字ニ其餘ハ不剃髪ヲ
帯ニ妻子ヲ常ニ製シ茶筅ヲ而賣ル市中ニ凡ソ斯ノ徒ヲ謂フ鉢敲ト云
元亨釋書ニ曰釋光勝不言姓氏ヲ以テ沙弥ヲ自ラ称ス空也ト天慶
元年入リ王城ニ於テ市鄽ニ唱ヘ弥陀ヲ勧ム化人ヲ呼テ為ス市上人ト天禄
三年九月十一日臨ム終ニ云々なりつきハ浄土をねかひて瓢を
たゝき念仏をすゝめらるゝ故に鉢たゝきといふなり
隆達か此仏縁あるはいはて瓢の花のうつくしさに封して其名を
解くのみなり
かのきよ浄やかくいふの浄土に浄花するいと仏縁の因にてはべる
此文まうす上人まして終れけるしかくての浄土に浄花すへく
瓢を入れてまや行くむきされハ仏縁ちかく瓢を殺すの罪ある
物語もなき其名のみなるも

隆達か小歌にうき世ハ瓢箪の(?)理窟の論なと見えて
風雅をうたひしハ古今とも一瓢の楽ハ身の後の金よりハ猶まさりといへるハ白氏文集
古人生前一瓢の楽ハ身の後の金よりハ猶まさりといへるハ白氏文集
五十一身後堆金拄北斗ニ不如生前一樽酒ニとあり古人も
白居易も身後の金ハ遺物の似銭なり生前の一瓢ハ一樽
の酒なりと是を楽しくの五なりと
草刈云是を楽といふ上戸の情なり瓢のかたち瓢ちも腹便と
肥ていまそ口のせまれハ何やせまくて腹の入ところ又下戸の好き
なりと大かくして寄て云淀(?)の水すゝめハつけて添くへし酒ハ
腹に押入へしといひて是て其の物いそれ
草刈云こゝ瓢子か一瓢の腹は腹のしむと云より上戸の情と云
腹は其かたちは言て腹の内は腹中も便々として腹便と肥たるなり

後漢文苑傳上邉韶字ハ孝先以文學知名教授數百人
韶口辯曽晝日假臥弟子私嘲之曰邉孝先腹便々懶
讀書但欲眠韶潜聞之應時對曰邉爲姓孝爲字腹
便々ハ五經笥但欲眠思經事寐與周公通夢與孔子
同意師而可嘲出何典記 便々ハ肥満の貌とす又瓢は
喰を繰の今ならハ下戸の唯なる也といひ大きにして滄浪の滑稽は
以てとりいひて此問對を除ふ滄浪の水とハ漁父辭の歌の
御詩にも用ふる也孺子之滄浪ハ水の名漢水の東を云其歌曰滄浪
之水清兮可以濯我纓滄浪之水濁兮可以濯我足是
荊楚の間の風謡なれハ漁父の辭にも此をとり用ゆる也や
魯語ニ叔向曰苦匏不材於人共濟而已 腰に帯て渡るの
用とせしと 却凡匏有苦葉の詩此等御添せしされハ腰に

付けたる縁へしといひ鯰は押出へしと云是滑稽にして此書
の何れの篇にも出すものを以て取合せ事実を論義の體は
混雑する也理窟めのの所て虚実自から明なれハいかにて此文
を解せんや
評ニ曰此篇凡五段の對合細かに潮ほとりにて章意前後の
形の後ろにて其付けすて上戸の関係をも下戸の用あるといひ
鯰は押出へしと云鯰は押出て以て是十論と云枝子一篇の筆語
ハ變化に似たりも豈滑稽の巧自在なりや但漁父の縁甚
妖ハ净也滄浪のことばにて辭なる事なし此文も又滄浪の
詠歌にて辭の中に定むへきや鯰れも禅宗の意ハ對問は
以て其辭と多くとりえたる對問にていとしき説琉の新鮮なる
の言もすへし鯰れも喰はるき物として其上猶以て喰はるる

決断のことハ理窟の沙汰に落て風雅の詞にはきらふ
事なり大切にしてきこえぬことハ是非深く好人の為なるへし
知らすハ今の人ハ柳樽の評論注解するもの也此事ハ彼
相さる理窟の沙汰となりてもとくへき也

風俗文選通釋巻之一終

風俗文選通釋　辞　二

風俗文選通釈巻之二

辭類

示秋之坊辞　支考

秋の坊ハ加賀人の事金沢城下ニ住て法華一家の道心者也云
此辞ハ支考實秋の時示し給ひし東西夜話ニもみえたる也
発端の一段ハ諸体ニわたりハ本情の親しき所ありといへし
全篇首尾より一物もあらすのミ見て秋の坊の生涯ありふ
當所書の紹介をふまへたとへの人をも筋目のことを存する
其時々のはしけ哉秋の坊ニ云ことハより篇末ニ到り僅ニ問答
設けて教示し給ふ一句の趣意此辞なるへし但文章皆辞説
なるといへとも諸体諷諭すへき文辞の趣もあるへからす東西
[illegible]ニハ唯示秋の坊といへる辞の外ニ入れてあるハ撰者の[illegible]

あら秋の坊や蕉翁の秋此世の秋ぞ又へて秋の坊を尋ぬるたまいは
いとかくさけふ人ぞなふ又るべし好悪ハ人の心に従て彼ハ崩す
ものか
此秋の坊やことの名義に離れて好悪ハ人の心に従て彼ハ崩
るまゝの人と虚実見立して只瀟洒なるを意として便なる
されバ心さけに其識にれいなるべし此よきハ此のことぬること
よきなる人の心には之に合せ其情其世に交はるといふべし
昔湖南の幻住菴に一秋の暮にもとむしたる其様もあられまみ
ましみかしやすまん其者風逸の一句にふさて先師も称なまて
秋の坊ハ中さかりしか今此事を語る因に只中々翁念ある法師の
おもひそて得るる物いふ故目の饗にも待ちて如く得るにもて深しく
寺にゆけて我文にて来なしておもふて俳集にことすゝむことまみ

みやびんとて其の人とも覚へあらん也
幻住菴ハ芭蕉翁の旧跡にて翁も此まで庵之幻住庵記に有
其名の風逸の一句にあひ此の書のふるき其句
やかて死ぬけしきハみえず蝉の声 此事やいうしん無き
をもりの職に蕉の翁の此にはいりて幻住菴に住て
行に於其のはる其墓の秋の巻に秋の坊の名なと見ゆしてさも
隠棲をなしそれハ此の秋の坊に一秋の暮は住ゐしとやきぬ
支考も四遊はなしてさへ書に有て此の秋の坊を称名に
集会もしかれもされ述へられしとも此の会ひく法師のおもて
こくいたき其人の思へは其を就き言く歌合の所寂蓮題思ハ
毎日をさらいはう繁手の女房例の精結ふ面首と名つけられし
とらや其秋会ろうくのみハ何れかくのてくし世にはらん秋の坊か

あるまじき文辞のことしてあるべし 俳諧にはふるき事を兼好
法師のつれづれやうに其人の形によりて其人の心を知るとはいふ
これは虎渓の三笑のさまにや 此人は恵遠法師廬山に白蓮
社を結びて居る事三十余年此山を出ず 常に
安居禁足して 客を送るも此渓を出ず 陶淵明陸修静と云二人
廬山のふもとに来る時に遠法師送りて渓を渡る 亮云 当山は
禁酒也 我常に酒を好む 飲むことならずば帰りなんと言ひ
ければ遠師酒を許して招きて二人を送り出て 互に物語
なりしが 思はず虎渓を過て二人遠師に向ひて云 禁足は
破れてけりといひて三人一度に知ふ 世に伝ふ三笑の
図是也 三笑絵とはふることにて何事にやかたらん [illegible]
かしこみ [illegible] 知らずして ゆかしきことなるべし

秋の坊は云り 俳諧はさるものなるらん 此日 さしむけては俳諧の本意
これをは世情にわたりて 世の遊びにすゝむ時は 文
世の風流なし 世にいふすゝむる人 一ツ 法師字に [illegible] は
さるものの道 [illegible] に何にか [illegible] へし 俳諧にまた [illegible] のは
志かてくるしからんとは東西の情のさき世情の [illegible]
人々のみるは 世にあらんや
風雅の川 みつるにうつりや 鹿勧記
秋の坊が俳諧にまさるものなるらん 此日 [illegible]
ある人は八月 [illegible] 会いて楽しむべし [illegible]
支考 [illegible] 俳諧は [illegible] して [illegible]
ま [illegible] は 俳諧の精 [illegible] と [illegible]
ゆゑて世情にわたり 俳の風雅を [illegible] へし 文 [illegible] して

一句を持たる時ハ世の風流をうしなひ又風雅にもあらし世をうし
ろうみのはふへき俳諧ならんとて法師など好きてハさびハきらひへき事
なきも風月の情をおもふハ心の花なるへし其心の花にまかせて雅なる
する時ハ世の中の色なれハ俳諧をおもふへく俳諧事ハへうけんにと
強て精なるは世情にひかれて自然の風雅に遠ふ人の身に
あるまじく虚実の自在におもひなし東花坊のごときハ俳諧に
甚しくせんとすれハ世俗の事も多く心と秋の坊ハへつらふ
ある人の世のなりハ今ふうの事なるに此句割く毎月の
様なきこころを分別し自然におもふへき事なり本の
紅にはうすくよむ者ハ文揮月四吾仲莉髪文をもて博
識自ら深く白氏文集にいはく匹如身といふハ訓てむすと
いふなり猶此義にて世をなすの事なるへからす歟ハ也なるへし

唯此句の事にて花も覚えて百聞かたりへしとの事なる
へきにや東西庵様々なる書ハ元禄十六年の書にて此の
久しき秋の坊の句ハ多く印度集にのせたり
評に曰白氏文集五十七に云眠下有衣兼有食心中無喜亦無
憂匹如身後有何事應向人間無所求静念道経深閉
目閑迎禅客小低頭猶残少許雲泉興一歳龍門数度
遊と見えて楽天偶吟の詩也自得の閑寂のうへ雲泉の興
即俳諧の花なるへし西行法師も雲の寺ハ花なくこそあれと
よめるハせまりたる事もさひしかりしにや強て世の花をすてし
又形なきにしてしあし強て雲水の無にあそふよりも又花し
世塵にハ深く明月にハかなしく強て俳諧の今日の雅は
秋ハ数段の俳諧も又其自然にまかせたる楽天偶吟の

縄中ニ於て天狗の兵法師と云へし武術合戦の無勝負
あらて秋の頃まて紅葉の枝も折らへく芽の枝風気も異なし
縄ハ深月日を何とも言ひも手の気(?)

示僧古鏡辞　李由

是古鏡の其名は古鏡と云ふより古鏡は始めて洩(?)にも義緯
なりと今台若(?)有るとて文明(?)に至て抑揚して甚我(?)に好む
此人心(?)を說御(?)すと云ふと文鏡は磨(?)きすに至て甚だの
事打は由無し以下若(?)書すて取(?)て敷(?)蔵は示是亦辞(?)紋の趣き
貌(?)白は吹く洩れの辞とするへし
言ひ終るも古鏡と云ふ学者(?)業等(?)に示して東坡の後を指ふ底(?)ハ
流(?)別(?)閲するにたるとも志津孫六の鍛へ以て出来電白虹編と言ふ名の
いふ名は捨たれるや天下誰か何てか敵となる者あらんされハ昔の細
今の葉分と言へ治郎(?)の名のみ(?)より書(?)と今ハ関村の
薄(?)ふ埋もれ(?)し[?]も[?]終に鏡(?)の某(?)か遺言(?)よ
きこえするときのも[?]文化(?)し
学者(?)等ハ是佛氏の学業東坡の後ハ東近江湖水の後(?)[?]
此後義(?)後の関の世(?)[?]ハ刀剣の名匠甚[?]
抑揚せる志津孫六ハ関鍛冶の名匠也此電白
虹ハ呉の六剣の内天下の名器と称せる也虎人ハ漢高祖提ケ
三尺ノ剣ヲ取テ天下ヲ取ル又杜(?)[?]三尺ノ献スル剣(?)の[?]して剣の名称と
するも志津孫六のきたへる(鍛)剣のつるきハ唐土の名器もさらに
劣らぬ名高きハ古鏡の関の世に名を得る名剣といふて鏡とい
ふからも終(?)にある物鏡となるなる又古鏡といふ

くりかへさん俳諧の発句といふハ和哥の発端の上の句
古徳のなかれありて発端をもとめて又関村の薄に便りて
人をふなからしめるにしてハ古今集春上伊勢
手紙迄て発句をつらぬるハもつともなやかなりとうたん
はるの題まして紅葉の御の発句のよきすかたなり 本中より俳諧
はやり出し申すハ宋の乾徳元年乾徳の年号ハ後西蜀
人を得申したるとき宝貨の儀とふ年号相苦蜀の世年号
かハハ其時の俳諧なるへしといへれハ甚宝貨儀ニ意義せしむるや
又山崎ニてのみ年号を宗鑑俳諧の便りにて西より山崎の出たる
なかこのみ此事をやまたもやされハ関村の薄の花の俳諧て是は
先つきたのみハ俳諧へ宗鑑是より先て文路をまいりて兎角宗鑑
古徳のかたのへて其趣体に打むかふへし

此人なれハ詩歌ハさしても多く俳諧才者の事に称して美言世界の弄物なりや
佳るまいへ手も秋風稚子の見はるをはさて数寄の名はさくり一として
老師関の蘇軾の詩なれハ一種にかけたると云へはいやさ流俳
むけ候今年より二年参して又俳諧に盛んにむかへて
多情なる辞の変に移して美言無縁の弄にはやりはしまる 詩の
風流にて声はりて其姿を案すれハ西にまかりては其の辞
画と云文 飛縁よれハ其君殊更之致すなりて無縁の
弄の何にや候うとも 弄ハ即歌曲の義なり古人詩ハ意ハ多くの
辞益よりとして古俳諧の詩をよしとするなり詩のことくとも古今
なくて應義女を可書 其徳の名を云秋季の風俗和哥の名によ
一種と云ハ第に参して云ふ 皆俳諧の字を参とハ参禅を
うけて云へて云也 其は詩の能くし 和哥の名は此克又俳諧の

風雅に足ふみそめて芭蕉翁の人〻雲雨に身をまかせ給へるまゝ
古德の手跡に志をはけみし任雲を教給ひたることわりは
教しまたは日本の聖代之昔大和歌に蔵識給の都俳諧の翁の
俳諧しめし新古今集に
俳諧の始けしは素〻のそのかみに神代に濫觴し給ひける
和歌は和国の風俗なれは和歌に志す人は世の古今集の
格といふ此集むかし源氏物語の大日の梵字にゆかりある
ことわりを心にてはやくも俳諧の大和ことはとして
風雅のまことを明らかにするものゝ道の誠の新にに作すべし古之来
唐土とはなかれ速なる古今の物語にたゞ事
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔自〕分別に花の都のみ上手なる記
まことは風雅はまことを明らかにするものゝことを俳諧古德の筆にとどめおくべき

俳諧の明德は世俗にしたがひて自然の趣きを論じ世の中の
三国は道なきを遠くは思ひ惟によりて心をつくして分別に過
ぐは即て明德明らかにして深く示したる辞をまつべし
評に曰此一篇古德の名跡をのこさんとむかふ言葉の花を
探りて俗綱をも取りて全くし古德のさまを申し
ふるき杉思ひ種もさらにし今俳諧の好み風俗のむけしきをとて
其趣向のたゞしき跡をのこし給ひける源に世の巧なる
ものは此識辞を依様し其分別を省みるべし

贈新道心辞　　　丈草
此篇魯意　風雅の辞を作りて其趣を道びくべきをこと
世間の見て只求めたる人は皆一所の志に発すべきこと

はかなき志あへまで年月を過しぬれは又なほさりにいたらし
ほかの人にもまさりてまた世をのかれんとおもふ人のため
ちかきいのちをたのむ多くの古人も此事はいましめ給ひて出家
は後の出家は遁へきよしすゝめたまひけりぬ

後漢逸民伝曰易称遯之時義大矣哉又曰不事王侯
高尚其事或隠居以求其志或回避以全其道或静
己以鎮其躁或去危以図其安或垢俗以動其概許由巣父伯夷
叔斉のことき其他世をのかれし経世するものゝ知る其道は各異なれ
とも皆その志の発するものにてさればこそ発するところにあらひ
始めて終にまよはしめしる能く出家ひとの出家の道へき
とも古人の例はかけて所辞もなかりしなり
普通の人は実は世の中に嫁を出て山里を栖とていまたさむかる齢の

いかなる縁や偶然夢の後に深き夢をみて菩提のすゝめにかけて出家す
さすかにいつしか住み侍りて今の志の所にきたる後の出家をすゝめぬ
こゝろの程はかねてよりその拙き辞はかりおもひぬ

別
嫁を出て遁ひ侍る比はあさの月

是普通の出家は世の中をいとひての後紙衣の一重にはなれ
ましき好色の出家は神仏の出家をして世に侍りて月のみを
なくて浮世の月はかりなる夜の清らなる出ては後の出家もかく
古人実相のすかしき風景は此所にこそあれと始めて
何がしき時は此清きものは出家をはかりて許由巣父伯夷叔斉も
皆其後は遁世ぬれば逸民の高潔は今にすゝめて其名は出て
ありて今普通の出家するものは必しも未だ遁てさむる月ならぬ
しきは心のむくいにしたかひて猶しかれとも世の中すむ

辞とハ聊か殊なへし

焼蚊辞　嵐蘭

此篇ハ蚊帳の内へ入たる蚊を焼ころさんとて作るの
辞にして見て六義によるへし
蚊ハ帳中の蚊也蚊を焼くに辞をもつて此辞を作る時ハ
我手ふれしも自ら是非をしらせよ史澤雉ハ樊中にやし
なはれむことを願ハすと彼ハ見仰る所ハ食を求めて人の
肌にせまるか故に焼かれむやとおもふ也
是故に論する人爰に至るとも史澤雉ハ樊中の養を望まさる
莊子養生主篇曰澤雉十歩一啄百歩一飲不蘄畜乎樊中
云澤雉ハ澤中にて便なし雉なるも彼ハ樊に籠の美食を

好まんは清晴の地を捨ひて死に赴帳中へ入たるも食を求
めて人の身に世へたのものとは此遣るも死とは自ら言
知るへし
さらハ草の庭にて草の露を吸ハ帳中へ入て慎の露
ゆるる気の方何さてもあらむ
雉子の草に遊まて吸ふらハ情に蚊の帳中に入てゆる
とみえむ
鍾鼎繊の中に入ハ意中へてさけハあらうや西にねむ
寝入るをはらくて何とて本し風きまよ入りしけふ史澤
絶ゆるむ是もさてハいく備の松や都を集し此事の所に
情をきむ義理の達者ハ都府をしさく須山小言山ゟ志付ハ
かくまでて様なるをといへる恐れの為にして名聞のつつ従ふ

又淋しいとむや

蟀促織の虫をハことに和漢ニ名同しからず為ニ色欲ヲ為ニ
貪欲ヲ抛ツ身命ヲ以テ譬言ニ燈蛾ニ蟀促織ハ蛇蛾の中ニ以れ
といへる又此虫の鳴出せし今ぞ知るべき
中々にわれハむしや草の庵ならで住ぬると見ゆる花
なるらん

結びても日ハ中々に草の枕かな見せける
何れも意の心出ざらん所に出され法の心ハ志らで離れけると
定まりて意見させけれバ知らずや手足ハ久しきものなり
唯知りけるは命とりけるものの後にハ命にかはる世の
浮きく何に情なきんといふ意の為に難しれ今日面白きはる
為とと結び情にも見れ悲しきの涙し

義経の逆落しハ東鑑ニ云寿永三年二月七日九郎義経
相ニ具ニ三浦十郎義連已下ノ勇士ヲ自ニ鵯越ハ被ニ攻戦ス間ダ平氏
失ニ商量ヲ敗走ス或ハ策テ馬ニ出ニ一谷之館ヲ或ハ棹サシテ船ニ赴ニ四国
之地ニ又云ク鵯越ハ一ノ谷ノ後ノ山也此ノ山猪鹿兎狐之外不ㇾ通険阻
也猶逆落のことハ源平盛衰記にみえたるを

須山小宮山の事附たる太平記ニ云備中国ノ住人陶山藤
三義高小宮山次郎某六波羅の催促に随て笠置の
城の寄手なりて河内の陣の前に居たりける一族若党共ニ
集めて申しけるハ聞く此頃の合戦ニ人の多く余りの様の軍に一殺して
死しけるハ名誉ハ一代の面目ハ子孫の家の業ぞかし
いざや敵にも今夜の雨風の紛れに城中へ忍び入りて一塵
討して天下の人に目を驚かせんと申しけれハ九月晦日の

するに比ハ九月晦日にて暗き夜に雨風烈しく吹て面も
可向様もなかりしに五十余人の兵共太刀ハ背に負ひ刀ハ
後に差て城の北なる石壁の数百丈聳へて鳥も
翔りかたき所をよち登りて二時はかりに辛苦して屏の際
に着てしはしやすらひて一息休めて各屏より上り越へ番畑の
通りより城の中の案内を見まはりて陶山皇
居の様をも見けるに人なき所の有けるに火を付て同
音に時の声を作り四方の寄手も是をきゝて城中よ
返忠の者出来て火を付けるハ時の声を合せよやとて
四方の搦手七万余騎声々に時の声を合せて喚き叫ふ
こゝに天皇の御警固して有る者共ハ荒手見えて甚
前後を知らすして陶山と五十余人の兵共出ての後に

出御越ていそき時の声をあけ終に此ハ山の様
子も知らす出御ハ四角八方へ落ける程に其後城中に充満
したる様子聞へしかハ陣々に留めたる官軍共城の内の郭の
大勢攻入本丸を焼立て其儘敵を乱々として足早なる
人も散々に崖堀をもいとはず倒れ転ひて落行ぬ
是天子の御身まて取まはし奉る浅ましき事也
すへき事なりしか終に帳中に入御の宸襟の不案にはし
と又あるへからさる也

一 虚舞ハ頼文にさけ日本武尊ハ夷賊のため熊襲に身を
して女の姿にやつれたるは大盗の枢戸を穿ちて中にしのひ
さるにより性の悪き時ハ其翻との間にいつはりを顕し
彼様の道をいふ所也いまたよく少人の事の所にても人の所作へ

つまてへらいをさるゝ嗚呼跖蹻か徒にハあらし

虞舜ハ頑父ほさけとゝ云史記舜本記云舜父瞽叟頑母ハ
嚚弟ハ象傲皆欲殺舜堯乃賜舜絺衣與琴為築倉
廩予牛羊瞽叟尚復欲殺之使舜上塗廩瞽叟從下
縦火焚廩舜乃以兩笠自扞而下去得不死景行紀曰
日本武尊初至駿河其處賊陽從之欺曰是野也麋鹿
甚多氣如朝霧足如茂林臨而應狩日本武尊信其言入
野中而覓獸賊有殺王之情放火燒其野王知被欺則以
燧出火之向燒而得免 是舜の廩をぬられ父に
きられて やくるを ぬけ出の意にしてぬけきるといふ義なる歟
の事なりとほ[illegible] 又[illegible]
[illegible]害[illegible]皆[illegible]

篋てふ文字ハ[illegible]
荘子胠篋篇曰將為胠篋探嚢發匱之盜而為守備則
必攝緘縢固扃鐍此世俗之所謂知也然而巨盜至則負
匱揭篋擔嚢而趨唯恐緘縢扃鐍之不固也大盜豈
樞戸を穿ものやと蓋是等の類ひをいふなるへし 扁[illegible]
[illegible]の小盗にして[illegible]盗跖荘蹻ハ
大盗にて盗跖ハ柳下恵の弟従卒九千人天下を横行せしと
言へり

都て汝ら[illegible]
[illegible]
[illegible]帳中の[illegible]辞[illegible]
[illegible]

さへて此行の形にて浮雅那彼子博とところの細徹ことして
虔辞より武蔵の曲より道に誤語浮流の寂寞を悲しむ
べきの事にて何して其しる青年の俗体のへて結
縁せうとする也

子やなかむ其子の母も蚊の喰む

萬葉の集は山上憶良のことし

和らかに事は今はなくとも其子の母を珍重せん
此ことに心得へし吟する人も此句の情の集の趣は全く
されは此情の中に吟して子を思ふ其子の母をも吟すむ形り
されはそ情々を見みつる云出て吟ふむへしあさ
ならへし

鉢扣辞

去来

師走の頃を鉢扣辞の辞に若しと云ふ空也忌とて十一月十三日より師走の四條坊門堀川の東にて念仏をうたひありきて四十八夜晩にきりつとめ修す紀事ニ云各鳴鉦訶ニ念仏之号ヲ或以竹ノ杖ヲ鳴ニ所携之瓢ヲ唱ニ無常之詞ヲ若有ニ信施之米銭ニ則以ニ瓢ヲ受ニ之ヲ以瓢ヲ代ニ鐵鉢ニ故ニ称ニ鉢敲ト其所ロ敲之竹ノ杖ハ於今ノ代ニ用ニ貴布祢壇上之竹ヲ云々

湘夕の名所図会に云定盛法師空也上人の法徳ふ帰入御弟子と成教化に任せ妻子を具し頭は有髪の俗体にてしかも頭巾し瓢を敲て上人御作の和讃を唱へ念仏し市中をはなれて五三昧市中をめくり郷佃し浄土往生の因縁をむすふ今空也堂の境内に入り鉢扣の輩此寺に住て徳正庵

今こそ鳥羽の茶筅をも南都西宮庵村法師南都西岩庵なる也
皆空也堂法師の茵齋也常に茶筌を製して業とす
又云昔村上天皇の御宇疫病大に流行死する者数をしらす
空也上人是を憐みて観音の像を刻み茶筌にて茶湯を
ふりて観音に供し其茶湯を病人に与へ給ふに病忽に
平癒してしたかひけれは帝是を感悦ありて吉例とし
毎年元日ハ空也堂の茶筌にて茶をたてゝ是を服し給ふ
年中邪気をはらはしめ給ふとて此事よりおこりけるとぞ
今も王服とて祝ふとぞ
此篇翁に見せけれは翁はいはて御批判をうけ
翁の短冊まてに此もてなしハなく給ひ候て翁はおい
人ものかくきく翁の口にも吟ぜらる翁の句を入れて拾芥集に

鉢たゝきといふ題にての辞なるも
師走も二十四日をかきるよし鉢たゝきはじめて例の瓢の
ころころと鳴らして今宵ハ洛外にある事を聞くてとゞくも寒し
猶えわか鉢像ハ手もいふをやさしくきこえて
今常にて世をわたりもえたるを御仰とて法師のうらやまし
けるに鉢叩きこそ常に出てたゞ其の光りしぬるまをまちける
ねしのもくても付るハ鉢の瓢ハ瓢箪りて祝ふ
亡き二人の見えてひかけ合ても祝ふ千歳ハ空也の
作也 されて寒の中に春秋の修行ハ空也堂にかはれおの
七月の勝にもあらぬ念仏を唱へをはりてせめの初春も我
かへりしていへとも志八枝の茶筅を売し大路小路に出て
南に茶筅うるぬれと 鉢叩きにてはあたらぬ時のをかし

然して出家ハ十とせあまり或ハさかやきをすゝき或ハ四方をめくりしけ
法師なくぬ後の秋の月ハけふも来てなくこそ墨染ハ法衣なり多くハ
哀なる親をのみ我ちかくてそ後ふりけて暮ふれハ月日を過ぎし名ハ
墓と出て跡なくも人の御言とされハ其宿法師か方の名さして
くさ露を残すハやらて吹しけれハひとときのやはかなき事よし
おとけて来ぬらんハ御哀き事も日中なへし明しても朝を
のみいはけ横雲のかけるをかけ見る辞して出来り様けま
恋ほれ足たる事の衣なくかも出て行くまてひとよ
今はやうつりぬらむとて哀の
一 長慶の墓もなくなりぬ神さきもとせつへまてハ紫
来りつくそ得りける
一 所々も二十四五年とも限りあれハ神さきせむと例の哀の

ちまりこしけれハ其墓の前積金をみとしまもなくなり也
火宅の出ても身のほとにぬれとも法華経譬喩品ニ云三界
無安猶如火宅又曰為救牛車出離火宅又曰以三車
誘於諸子此心ハ三界ハ安からぬ火宅のやうし其中の衆生
救はんかため羊鹿牛車のかき様々の方便をなし給ひ
出離せしめ玉ふ火宅を出るとは煩悩の苦界をまぬ
かるゝよしなるとそ　都のかた七所の三昧とハ梵語
此土にハ正定とも云　俗に火葬所を三昧場と云　無閣
山中　山鳥部山　最勝河原　珍皇寺　是を三昧場也　或云
南京五ヶ所　北京又五ヶ所あり　南京五ヶ所ハ行基の定め
らるゝ所　北京五ヶ所ハ弘法の定めたまふ所也　名所図会
云　京中にハ都て五三昧　市中をめくりて郷細なとく和漢

三井國會云自十一月十三日至除夜毎夜半以後巡五
處尸陀林墳墓以爲三界萬靈廻向云七所の三昧
と云拵居へし

茶すゝぬ秋も残し鉢打　湖春

おもしろやさらぬ時も鉢叩　曲翠

鉢和月雪名は甚之丞　越人

恋しくは摂待にこやせ鉢叩　其角

此句の句ハ鉢和ハきもし鉢叩甚之
とふ冬の夜のほとゝきすとかゝれしとき
おもけて森さむとふる歌の趣にして摂待の頭を
ふるき姥で鉢たゝきの歌ハ長嘯の墓所めくりて行ハ
おもふ事ハ尽ぬへけれと世にあるへきにあらねハ此時ありて

行ふるし早竟此年の鉢たゝき沢庵大全云長嘯ハ木下
若狭守勝俊者太閤北政所の甥也其墳墓
慶寿院也長嘯と号して鉢たゝきの頭になし此世の鉢和と
ならせ給ふて太しめにふへきと句とハ此世をすてゝ西へおもむき
林ふる事を今長嘯の辞に姥をてふれは何かは生
てハ老ぬるハ此墓所はいふ[illegible]といふも事[illegible]と云此墓所
よれふ志のうちに[illegible]長嘯の墓所を見つれとも
長嘯子の墓ハ山城愛宕郡八坂里高台寺にありて名示
國會云長嘯塚ハ鳥辺山備前にありと云
評曰此鉢和辞ハ暫ハ世に行て甚だ殊勝なり然れとも
此翁の句ハ古ふして湖春曲翠越人其角の句は殊に趣を
これを詠むのてきハ狂歌のみなりあはれ又教誡の辞段

ともかくれ見侍ゆ和泥なるへし此揶揄の辞とて
其附ハ銘をかくへきも見へれ

四季辞　辞六

古今和歌文章ニ謂フ四季ヲ者多矣假令姿ハ用テ俳諧詞ヲ為レ之其情ハ和歌文章ニ不可更ル今此辞ハ全篇以テ賦實之山ヲ盡ス四時ノ情ヲ是レ誹諧ナレ也
大宮銘行の自在に働きも蓋其文多く矢の矢の字ハ
作れも不可更の事宜しく其の字を定すへくや銘ら
されハよしなのかし
此辞ハ四季の物語を季節も書まちまちにけれ共かう
篇目より四季に至るまて安ねしも四時今の意作は

漢見えて神保をたしとも取して此庭の芝
きれ谷中村春の治気をふかしと
ありて四季のうちに挿むへきことふかく文章の
今に及もかくのことして時候もすれ七草とる人情の
述れさるなれは也
紀年の分衣ハ意へ伝して云もの色物には述格
のよもの渓行の渺漾体をも新し人をうし河の
月日ハ行通あやこ小畑に花ての枝の光るハ性に径あ
よきそうを五十年来の色ハ一株の芳草切りもつよく今
又五十年生むの八回と来は翻とよりしけし
村色の分衣ハ伝して云ふも文化伝行の流れハ
絶りして云ふも和のなけれはよみかうふことしか

きこえ且給ひて久しくとまるけるとぞ是を前端の絹に此
法勢を見しらるゝなるべし子細なし隠侍ハ生死の書見ぬるを
いふ隠侍ハ是大草にあるまの也田中ハ翻てより出きしと
いふまあらて嘆見ぬ心ありし但田中ハ立庵の田中なるか
へし翻しとハ是ハ榛てまみしとて立屋を申すなし
しかれハ田中院の田中とて為に在るへて名つけしとそ
つかして世の書なりなるに以て是を紀すべからすし昔
紫式清氏の物語にも紀せる是世にきこる紀略篇で残今
紀伊を見し世にも日ほのあをてまハ出世の人を称して
神佛にしも及ひなし
つかして世の書あまひきるよりもつて紀するさらなるも是
尚何のにして様ハ此つし神佛にも及ひなしとぞよ

いかにて此今様の往ゆきいて此宮仰せて哥さて発蹄と
なるせと但しかまかりまかれなるさうなるやと覚えるなきことなる
留まるまえるにしハ其の年の維義なるへし
紫式清氏の物語と紫式部源氏物語を清少納言
枕の草子とこそ言ふハ紫式部清氏の物語と言ふや枕の
草子ハ物語にハあらん源氏物語部なる里の巻ま
枕の草子なりつゝ付て記せる所なれハ其所聞え
其をまた記さん物語草子、よりハの書此ハ事の事多かる
へきなるを
中川来の所と貫人の行出能より八段義太の作出ての尚今
旅の上称して下る氏の来てまて兎まる世代ハ十四五月と寸き
なりもしてなるも也今年の歳往として大判ハ祥て出作し白根て

鍼ニ於テ昇下シテ氣ヲ引鍼ハ象ノ事ヲ落テ其術
尽又ハ脈シ十二經絡一挺ヨリ廿五年ノ人ニ至テ皆其意
至リテ其ナレ春夏秋冬ヲ考ヘ六月ノ頃ヲ客トシテ
之ヲ見テ新谷ニ時ナレテ鍼ヲセシテヽリ也元方書ノ十二
經ヨリ知ルハ神ニハヨリテ悉ク尽テ細キ穴ヲ其中ニ
應シテ之ハ是レ其ニ於テ按ハ花ノ色トヤ其ノ氣ヲ知ル可テ
星ノ中ニ満テル陰陽ヲ以テ江南ノ一二ヶ所ヲ知テ白キハ
知ルヘシ云ル南鐘ノ音キハ陰ハ如ク見ル揉遣鍼ノ
古ニハ又葉種ヲ施ス時ハ云ナケル小ナル大判ノ深サモ知ル
其ノ金ヲ用ル人ニ必世ノ金ノ目ヲ知ル也ヘキ人ニ我ヨリ二寸ノ
穴ハ之ヲ時ノ脈音ヲ見テ目ヲ射ルカ如ク南ノ障子押テ見テモ
其元ノ知ル事ヲ以テ氣ヲ見ルニ於テモケノ所ヲ神ハ其ニ知ル

其事ハ是ヲ首ニツキテ知ルヘキ事ハ氣ヲ以テ悪キハ陰陽ハ
取リテ乱ノ事ヲ知リ細ニ於テ悉ク世ノ人ヲ脈ニ於テ知リ按キ
節遣ハ風門ニ當ラ（ナリケ）鍼ノ所ヲ鍼ノ中ニアリ其ニ至リテ
世ニ経脈ヲ見テ落ルハ金ヲ以テ之ヲ施シテ気ヲ掛ル其子
脈ハ陽氣ニ知ルト揉ラルテ何ノ事ノ知ル事ニ於テ其ノ陰陽ヲ知ルヘシ
是ヘケテ明白ハ神ニ手シテヤ鍼ヲ施ス事為ル皮膚ノ中ニアリ
其事ノ其ノ鍼ヲ以テ其世ニ於テ物ヲ取テ多ク難シ是レハ佛
トテモ其ノ事ハ其ノ金ノ理ヲ以テ間ニ種々金ハ最ニテ
是ヘ枝ニハ金脈ヲ論シテヤソノ佛神ニ依テ之ヲ鍼ヲ施ス
ノ心ヲ知メテ其マテヌ人ニ世ノ中ノ人ノ心ノ花ニハ知リテ
世ニ於テ暑ハ皆ヲモシテ田舎ノ金脈ハ其ノ所ヲ以テ其ヲ
其ヘ下シ西京ノ様ノ子南山ノ知ル其ニテ鍼ノ人ハ一定也

まみえし　梅ハ四方に咲わたりて蕾の花の魁とハいへる也

須貝(サガイ)ハ高麗(ムクゲ)の将帰より親王の霊にとゞまりけん　此山ハ源為朝の

代につたふ宝物也とて世の人のかたりつたへしと[illegible]

まつ其所ハ今も[illegible]をつたへ此所ハ今[illegible]に

まで[illegible]の姫宮大判ハ裸て出し　其光も其世

ならまし白銀の[illegible]にて[illegible]にけるとき[illegible]

あふれ其所にて出るハ裸て出にし[illegible]　[illegible]

住吉の[illegible]て其所に[illegible]ハ知[illegible]

[illegible]の[illegible]今の[illegible]ハ[illegible]今の[illegible]

[illegible]ハ[illegible]と[illegible]て[illegible]

解[illegible]文ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]者一[illegible]の[illegible]て[illegible]

とはまし　あるハ[illegible]や[illegible]といへるなれ[illegible]

[illegible]ハ雑談抄云　古ヘ梅川とて[illegible]

[illegible]梅川[illegible]や其[illegible]て[illegible]

梅花て今の[illegible]て梅川[illegible]

或ハ[illegible]といへる[illegible]

[illegible]

江南の二三梅咲てあそこ[illegible]　高啓詩　瓊姿只合在瑤臺

誰向江南處々栽　と　白梅ハ花之兄　但梅ハ万花にさきだち

て咲ものなれバ花の兄といへる也　山谷詩　山礬是弟梅是兄

と[illegible]山礬ハ[illegible]の仙[illegible]　開元遺事云明皇於

禁花中見黄鳥呼為金衣公子云々[illegible]

とは云へし

きゆうき二百の穴ハきうし野の灸といふ為にかく申し
ありましてまき氣偏にいろいろ之むねを祈りありき此日ハ
二日灸とて効験ありと傳へたりといふ中華歳時記ニ謂
皆以朱点小児額ニ名テ謂天灸ト以テ厭疾ヲ也和俗二月八
日共以テ百ヲ点灸をなす天灸と微意にて悪ハ
悪女年の疫をのぞくとて芭蕉翁行の句にもみえたり
風門ハ日用灸法ニ風門の二穴ハ背ニ二の椎の下両傍各一
寸半にあり頭痛眩暈目疾衄血ニ灸してよし
ちりけといふ灸あり又云身柱の一穴ハ背三の椎の下にあり小児の
驚癇痃気ニ灸して信ありちりけといふと風門ハちりけの
あたりにて身柱をいふなるべし
稲荷詣ハ 神社啓蒙曰稲荷社者在山城国紀伊郡ニ

云元正帝御宇当社影向之日偶二月初午日故至今
用此日ヲ諸国用テ初午日ヲ祭ル稲荷ヲ者據之極楽ニハ金銀
七宝と云講堂精舎宮殿楼閣皆七宝ヲ荘厳せり依
よろしと云閻浮檀金を最上とすれバ金銅の佛像なとを
名義集云梵語ニ閻浮提訛ナリ云剡浮此ニ云勝金ト大論翼ニ
あり閻浮ハ樹の名にて其林茂盛し林中ニ川あり其
底ニ此金砂あり閻浮檀金と名づく此金を以て作れる
佛像ハ閻浮檀金の佛像といふなり涅槃経曰世尊
放テ七宝ノ光ニ右脇而臥スト云七宝ハ無量寿経曰金銀瑠璃
珊瑚琥珀硨磲碼碯此経其外ニても種々あり
異なし
飯貝ハ六田ハ丈六字廿方此茂上市より飯貝まで上市

を越へて六田よりのわたりを云けり吉野山ハ弥勒の代をまちたまふ
金のみたけとも吉野金峯山ハ本朝七高山の内其上名蒼金之
ところ云嘗武帝の時良辨僧正此山の金にて仏をつくらんとて
金剛蔵王に祈られしを神の告ありて此金ハ仏をまちて
弥勒の出世の中川と云をかくしおかれたるへし見よと
まさりといふ大和名所図会云耳我山頂一説に吉野山を
云なり八雲御抄に吉野を云かねのみたけハ洞口耳我山頂は
金峯の御嶽といふとせしいふ老へからし説之文金の御嶽と
云て弥勒の出世の中川をいふてきハ例の見ことの材に出まる
ハまれといへと

やよひも弥生もくれて降ろ・きさらきの末へき卯月の見おはせ
吉野山里の桜の雲ハ何ぞ卯の花とうち見えし場に

昔ハ白銀の霜にもなるへし牡丹の花の名高きハさらに世に媚るか
紅にて長安の豪富ハまてうたひ見るに詫ひもてはやされし此
卯月ハ市に小判出されて諸つるへし雲雀ハ終日りを
千の雛ハよりほる空に池鯉鮒にて市立るへし下学ハ
ひろひきてみるとひるかひけるに馬買ひ牛買の組にて五種十種と
なまくらきへ御楽織金に結ひて集りしろ杉安野らの
多くハ峯より摘蒲一さかりとて広野の小屋の売出まる
すなし里もいてぬなるへしまた知る家ハまつとおもつき
葉を庭に敷きつつ葉山いそくしくかわりし種とりわくるを
麦海の田植をもおもてて例の五月雨かりせき舟にて市よ
入るは手刺くいきおいてなるほと大井川と満ちて
浜田今宮に陣をとる大名小名いくらしら桜川東の川く

いろ〳〵をもうけて四月しけ時例の平安小判のちらつきそらそて
同じもるゝ成るを梅雨晴の六月児さえて岩き雲折に
植田沸この人をも云世は暑の辞に時はゆき一日の暑さしのぎて
糸とせをふるまひするに十九日よりや京田舎熱病とふま
帰るとなるはやとえぬとて又薬師の白水を其功めつく諸者の
いのちも多くなるはれ紫蘇ろゝや世の売薬商して売ちかふよ
醒ヶ井見ちて茶人舎の諸々て茶舎に茶人しらる桁るま
やうしく座にくれて住きられの煮へきことを見きる喜ぞり
うつゝを　捨遺集夏よみ人しらん
山桜の垣根をさけは卯の花は誰か家かの衣かけしそう
咲ちられやまもるゝ白しとしてこそ垣根もたえす咲る卯の花
何山里の垣根の雪はきしゆくへまつやよ隠るら山彼なるの花

古今のこと長安の豪富牡丹を今に換へ珠の幾よ
紅色に発し一国に二種紅艶紅あるをこの名あり白氏文集
巻四牡丹芳詩云牡丹芳牡丹芳黄金蕊綻紅玉房千
片赤英霞爛々百枝絳艶燈煌々　又云花開花落二十
日一城之人皆若狂　紅色に発し詩にも楽すらすもの時
ゆかりてゆ知るへし
沙郷新所の馬市は東海にも名高き国なる云毎年四月廿五
（去らし五月まで[illegible]つるまで）
日より九へて馬は牡丹数本茶半して一年の価に極むに候
今になる此牡丹の赤にに焼物村にてゐるも時によ赤と出たし
えふ赤るし里はなしなるゝへしと云は信州諏訪郡伊那山
中川を毎年七月に此時仮屋に作る茶屋とうちの出し
松き皆花の種をて上にに藤に売に極なる京

庵ちかくわかやの名の一村にて有し里は秋のみさき山
此らにありてよふるなるへし
またし示喰ハ東に山城宮矢背の里八王子社ハ日吉の
一社にて人家の日々行に切て其称を云の厨桜町なる地に
狗をけ物てなやしうるる物有りしを其称を狸諸に云
又一首之とて此者四月上の辰の日之又迎に坂本日吉山王
韓楼いとろ松の下に神輿けりて粟飯の神供に末酒
縁るを種うてし罪其の中にうしけりく此者四月中の申の
日之を其不限るを社にも参詣をなし其で飯食にすり
常のまゝ例によ示ゆや葉守の庭にも説するハ春扇の
仕法ハ国によ居例ありもしる又ハ筑紫に帰をて其安式ハ椿
法の宣ならむによりて行はれる物をて細まて執り様の

仕形を示てはかりし也其は葉守の庭にも云誰のあるハ其何ナリ
なるへし
麦藤の田植ハ耕作両毛の春稲ハ蓑青腰まらくなるへし
冬ハ畑にして麦に蒔麦に刈入をて後水田として稲植くへけ
刈てのち又畑として麦をいふなるへし矢剣つゝさはて云く
三河国矢矧川矢剣の里の東より橋ハ東海中一の長橋
なり市に入てはハ国府の綱るまんまや一寺山剣のうらき
こして国をもうちはらふ物ハ見に験にて功験にいふなるへし
国をしるハかんまえすにて御頭ハかくは信濃と六月宮まへ
て出す雲ゆくはい
六月や峰に雲おく嵐山　　芭蕉
此句の詞伊たら入生てるを但此句ハ嵯峨の落柿舎ふて

各ニ三節位の餘日となれ
十九日ツヽ土用事ハ土の気始て事ばつかさどるの道なれ
一年の内五行の気互ニ循環して四時ならび四季序は
なしぬ也春ハ木の気ふけば夏ハ秋ハ金気ふとつゞきて
夏ハ火気ふとつゞき冬ハ水気ふとつゞきぬる無気
七十二日除之此土ハ中央ニ居て四季ニ亘り各十八日除ば
定まる其始て事ば定る日は土用の入にて経始六月朔日
秋九月ニ至の事きハ十九日の晩ニ至る十八日除て土用明る
なりし又六月朔日秋の定時ニ入ハ廿日の晩ニ至りて
土用明るなり其実ハ十八日除きにて入々土刻限より見前後ニ
まうけるが哉ハ朔日ニ入て十九日の明け又ハ朔日ニ入て廿日ニ
明る十九廿日の土用ニ除しはなかるきに終迄ニ其入て明るを

其方に入れハ其日ニ入て必其日から十九日土用とそれぞ
定る数へし但土用の事ならさるも記すれバ土用いらさき経
過ぬハやまひハ瘧疾はいかるゝ土薬師の泉水是ハ京都西七條
の南ニ水薬師ありて清泉水韓天の社の前より涌出す平
清の熱病の時これ汲せて冷せしといふ是今ニ流
しりて拠ふ行ニ至て又其今の法は移て是を夜の事は
ならぬ
やまひ風邪の気ふむけふ立て死ぬ其華の葉ふ結つけてハ今氣
世ニ行れて是今の気も移る拠深をつけて此華ハ墓印とび
まつるに丁銀気ニあてゝそれハ其の世の中ニおつき巡礼
のおもひ出ニ今の世ニわれを巡礼小判といふて歳に近火
焼将て説ひ其形ハの小判料紙とそしみあつらひもの

給ふを酒のませやかてかけ合ふに一粒をとらせてやまとえましきもの
りしとこそに亀遊之母生弟春文をなして請けたりは
なりぬ後浮泉とも云世にかくれて高名に世界の金銀は
世の中某里にとらえて此へし其一粒の假の白露の心をとめて
是よりえらしの手業をうまれいれはあれは浮世之をいふいかなるや
こえきぬはかきりぬ抜はさく人はかくらしとふへきものには
しく太神宮にふらば長崎千歳の更に後けりあちらは家中を
家業神楽とて人々元集の道楽人つまりは俳諧師也
いくとせか松浦家の振袖しぐや此松家に姉桜花の
月見をして三社祭に弟帯はしみ辺を本舟のみさきは
乗りて席もののつてにまわりてかけ路の下の草枕一夜
二夜はすてられて其道留りは迄ありて坊主の袖の

露ちりて見きて知るより娘もやうやうに菊の名にくらく
其うち白き振袖をきては必も金銀はなしやむなれど
やせもしたかたち秋の名のいかに物語とてはなくは名の更
奥の世の中にすつきては奥民の世並までは言はまつまで
其後そのはなくまつるへし此乱小判とは清稚家の物なりし
浮泉は京西四条にほり鍛冶町あたり名所図会云浮泉後は
町は牛若州にあり寛永十八年今の室町あたりに住民
浮泉一旗動乱に及ふ時此里をうつされし其比よりは世の人
浮泉と呼ふ名も遠くは君とならせられて其比よりは浮
とは義久なりのちにはかやかて今日まかりて浄
みゆて例の俗謡なりへし三社祭とは浮説あつてある
曽我比丘の十八抱とて行脚の河島に松のつくの具あり

言ふも其中にあるを所謂言ふハ加茂に詠て大宮に新拝石
といふ九條にあるを七條に上幕石とも云五條に中宮石
石とも云三石一種ハ此石を後へる所の也と云ふ人ぬ
されハ加茂の石かけるの名に旅する者ハ三石を以て
みや木のの御坂ハ皇朝七十代の後までも嶮難の地として
横たはしハもし旅人に持ても大概通ひても
猶其を世ハ平安の始めより上りて杉田なる者の之を
そこに治め給ふ後後に御京陳思師遊ひ給ふなる
後人これを見るべき也大将まにらは此藤かのうけの也を
すらん今ほに去ハ心得きを後のりし但其の[illegible]まし
あつさりんとのやいそと[illegible]ぬやいふとはいかん
をと押へてをれ持ける所のできハいくるまん先かけ

彼ハ文徳[illegible]より山路を日て
先は白き板東の雛よりは陶元亮か雛菊の咲きて[illegible]白
のうる出たるを今ほにてやむ[illegible]いと不まま後し
又其今中にて秋の後活[illegible]也
此ある[illegible]にて[illegible]ハ流[illegible]妙閑にて名の[illegible]ふべ風流な
よ今つくの[illegible]きなるべし[illegible]月[illegible]の[illegible]を
給ふハ小判也昔ハ[illegible]堀町と[illegible]べ中[illegible]ぬき[illegible]町天
下の今にとらしてよ[illegible]も時をおたらん今朝
[illegible]ハ所きと[illegible]やて[illegible]の歌日にて[illegible]年の[illegible]也元ハ
[illegible]して[illegible]の[illegible]の山也しも[illegible]の
家の[illegible]歌の[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]にし[illegible]歌の墨の[illegible]所きの[illegible]て[illegible]より

売る事も又世に名高大名借などに殊にて越後屋の
船の如く稽古はなはだしき美麗の旅籠にて飾る神ハ
人の数あまた有て座敷をかまへ揚屋伊勢屋茶屋の茶代ハ
銀一枚或ハ小判一両と定め祝儀を添て遣るなり
廿九日ともいふなれとも小の大晦日百日の遣ひを以てするなり
一年中ハ大晦日今此所におゐて三千世界の金銀ハ
皆一日の遊興にて入りまじりあつまる所なりといく
其ことくいふは事なれとも若き者の心得
此事みな遊ひとかける事にて流行の始開て
又本郷の茶屋ハ悲田院東山に閑居して古器古画
を集め茶器を好み茶会の流行東山殿より始る
とぞ云

此所の顔見世と云ハ芝居の世の流婦人とも好むも元禄年中
女楽は禁せられ男は皆女の形をなし若衆美女の
姿をうつしけれは義太夫の流行顔見世とせし始なりとぞ
此所にて此所を云 紀事曰役者入替後名施芸跡人改見俗
是ヲ称ス顔見ト是レ使メ見人ニ知ラシム役者ノ顔面ヲ云 歌舞妓年中
行事ニ云九月十二日顔見世の世話とて三芝居の町内茶屋
芝居木戸番太夫元の宅へ挨拶に出て太夫元へ
参れハ中二階女形の部屋にて顔見世の
狂言を出して其番付を配る 十月十七日役者揃ひ
三芝居とも入替の役者附挨拶して後ニ其日揃
三階にて作者太夫元頭取立役女形其外中通り
ひな迄五人上下にて寄合太夫元へ盃事の祝

七百人余職にて渡世する者の内小役人并に渡辺氏之世
大石銀四枚役人雑色はじまりて服紗おすゝ渡辺のまゝ
を御しつけて出して是迄一人にて入込みの役やうと
以て後家として御出方御立所出ゝ時分切先の手
人手伝して此役銀出せし後は此度人出る手代り手
とは十月十八日より在京番所の役所よりかゝる出て
廿九日本役差出候て所々あり十一月廿日役者役
出る十月廿五日大石銀かんかん来て廿から下とし
銀四枚役人銀子かんかんより浄福寺浄福寺
前役出る正月初日新役人出る日の事ハ当年文元年文字
出文こと此事蘇梅枝揚てとくいさゝか出すとなす
むかしハ寺町堀川よりつきとなし江戸御目付云慶安

中立売ハ室町より烏丸町までを二町分町として元和年
中月鷹司町下立売通新在家堀川の東にて二町四方の地を所
替ハ大炊寺の後之薩摩屋敷にて寺々にて吉水に寄せ今
之先五丁町全く建揃ひけるハ寛永元年丙寅年十月九日より
明暦二丙申年十月下旬御渡りより先吉水ハ相出町大和町
但下町新烏丸町の下方二町の間之曲尺は八尺の小寸ハ曲輪の
外縄之今大門通りにいての町の大門口の通りとなし
出子の頭となし和ね場を末子相て子となし一年中の頭の所
年ねハて出子の頭となすべし
此所の道筋志賀の山と此所ハ大津より京東北此所南
此所の二村此所川よりの神楽の所より春日出きて二所ほどに寄る
所ハ京師より鮮ゝまつ有ても新古今集法皇入道前関白太政大臣

さゝ浪や志賀のから崎風さえて比良の高ねにあられふるなり
新古今集後京極摂政良経
神さまに山をまもりてそねし比良の高ねは雪つもりけり
志賀とハ志賀の都志賀の里志賀の山越志賀の浦なとにいふ也
江州志賀の郡也志賀の里ハ大津より北比叡越へ山中の里
北川村を経て京師より出るを山中越と云古今集紀秋岑
白雪の所もわかすふりしけハいはほにもさく花とこそ見れ
志賀の山越にてよめると記り長等山ハ三井寺の上なる山を云北ハ比叡
越南ハ逢坂山を限る上古桜花多しと千載集よりみえたり
さゝ浪や志賀の都ハあれにしを昔なからの山桜かな
さゝ 薩摩守忠度の詠なる之千載集よみ人しらす
あらしふくもしほたるゝの古井ハ長門の鏡にて持果にける

むかしなからといふハ長等の和哥の縁をとれる
なるへし将縁ををもへし音羽山ハ又牛尾山と云東伏見
大津の辺追分より東面の山也音羽里小山村花の名所にて
ありて一流の山川あり是を音羽川と云又ハ山科音羽の滝して
ありて和哥多し 夫木集中務親王
おとは山音羽の滝やおちくらん関のこなたの名立の兎
名所図会にみえたり又拾遺集伊勢
音羽川せき入て落す滝つせに人の心の見えもするかな
名所方角抄に音羽もとはまして水のかけとけて落るなくを
つふせき入て落すとて音羽の落ていふるへこと音羽の滝
落しるやとハ水の堰ておちいるゆへ音羽の滝の落てふへる音も
といへるなり 又云雲母坂の上音羽の滝今ハ織の森へ引流

と云国紀の里の名現ところ宮古に津山紀伊九とよいふ里有
五十年前京極参の旅者あるへし市所小寺や入道にて水谷と云
入云草庵を結ひしく其年の五月に
いくたひ差ふきやしそしめの国の井　宮古
佛の徳ありきけるこそ松ぐしめ遠州近世を以やは入の
文のつゐてまさるしの無ら狗侍しけれなりとまて
そしのくれ茶山庵翁と山の前と称するを知しもつたへて
やうて色ことまて寺りぬ予ま庵の旦那安元（いまも今川の所在也）翁と云の
翁と伝えけ
岩二郎　新井把つとて六月大根井房ゑへ申させ給
永吾ハ九年あまり少年入又国紀の里にもとをるへし何を所望の
金を付て此流ハ是をよるの子をいふや源氏明の巻に入る

言を語ふよりても是をあるによい国紀の古事を録してとせ出せる者
翁曲也とも評論の文章をも物語中のことを見にそれ又此国の紀の
里にいみ寿殿記を云事なりしには源平の合戦をさえて
並紀の浄瑠璃もや落去して太平の記に名を為に頃
語せる所あるへし　我のまねび中こと高く候る
柿の翁とうとハ神代より伝へて其すきに事の説のなれは天正紀
有りて是をなさしさかひと書の伏を得らて和言の名を對しての合也
因より之ぬ毘沙く也るしも男女の中ゆれハけるなけきものやめ思ひ
なぐさむるものハ是也上古ハ稀きるのとひなきしるこれ
さるゝものなりし今の世ハ世のものに出くもわが人此界にてハ二百の
遺品を出し見る所も今なるへし
柿の本ことハ世より此冊の伝統して和寺と云へ令

との優美なるにより古今集世にひろまりての後は別けて力
をも入れずして天地を動かし目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ男女
の中をもやはらげ猛き武士の心をもなぐさむるこそいふ
此頃世にて目に見えぬ鬼神をもあはれなる言の葉に変へて
而今歌の絵等にまさりて妙なれば此国の諸芸に勝りなるハ今
見るべしとは愉快なる文詞にして唯其気を延べて其の言の四季
折々の今をかれハ此世界にも有る事にてこそ有しき也
詩にも曰此芸術首言すを天地晝夜四時の変化及年の間ならは
示しきりて今銘して四時の情に寄せて文は清麗多くして
其も細の小柳を麻の肩に附ける姿にして優艶ある事ハ
実に鬼神の上の心にて殺すとも知るべし但此辞どもを手にする人の方は
意にハすくなくて甚だ多き人々の芸術の人情にかよふる事月前に

おもんみればさるべし
総論 揚雄称て詩人之賦ハ麗ニ以テ則リ辞人之賦ハ麗ニ以テ淫スト
ハ詩経に言ふ文章麗艶にて情思浮溢して詠嘆するの詞
なりと楚辞の九歌秋風辞帰去来辞皆以て抽絶にて聖なるの
楚辞多しとすべし今此本は為文選ハ蕭梁の文選よりもその
類を定むる李杜以下も流れんとするの意あるにより絶句ニ律六辞ハ
辞況の義をとらんや 楚辞 四季辞の年か俳諧すべし又
頌の如き陳漢詩の趣きをとらば漢文の字義の味あるハ
又宣之とするべし 当門ニ辞の道序ニ載し 楚辞ハ一般の
封関錦軒辞ハ知るも之猶又有の余情を協辞 辞体ニ
作るにも之蓋儒家の作者遊記ハ雅言の美は極め華
林の辞藻ニ結絶し 文者も文優賦等を擅にし 常物

企つへきにはあらしれ古語雅辞新選心辞の妙なるに至て湖
暢の流に至りては許六自為の高妙なることも文英に譲ら
ず逍遥として其終を播て及ぶことなき故人翁をして
皆蕉門傑出と文選文操の選者と為へる所以無限の
義に称まんものか

風俗文選通釈巻之三終